明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防衛省設置法等の一部を改正する法律（二四）　七
○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（二五）　九
○雇用保険法等の一部を改正する法律（二六）　一三
○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（二七）　二〇
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（二八）　二七
〔政　令〕
○内閣府本府組織令の一部を改正する政令（一八五）　二七
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八六）　二七
○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（一八七）　二六
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府五七）　二九
〔府令・省令〕
○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・総務一）　三四
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働一二）　三三
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産四）　三六
〔省　令〕
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働八三）　三九
○防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令（防衛六）　三九
〔訓　令〕
○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令（内閣府一二）　三九
〔告　示〕
○信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（個人情報保護委・経済産業三）　四一
○銀行法施行令第五条の二第二項第二号に規定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁五一）　四三
○信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する件（同五二）　四三
○協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四条第二項第七号等に規定する機械等を定める件の一部を改正する件（同五三）　四三
○信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件（同五四）　四三
○信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件（同五五）　四三
○信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同五六）　四四
○中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号及び第九条の九第六項第二号の規定に基づく信用協同組合及び信用協同組合連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同五七）　四四
○信用金庫法施行規則第五十条第一項第三号及び第五十三条第一項第二号の規定に基づく信用金庫及び信用金庫連合会が行うことができる信用金庫法第五十三条第三項第七号及び第五十四条第四項第七号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件（同五八）　四四
○労働金庫法施行規則第四十二条第二項第四号に規定する有価証券の貸付け等を定める件の一部を改正する件（金融庁・厚生労働六）　四四
○労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を定める件の一部を改正する件（同七）　四四
○労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる業務の代理又は媒介を定める件の一部を改正する件（同八）　四七
○労働金庫法施行規則第四十二条第一項第四号及び第四十三条第一項第三号の規定に基づく労働金庫及び労働金庫連合会が行うことができる労働金庫法第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証を定める件の一部を改正する件（同九）　四八
○農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件の一部を改正する件（金融庁・農林水産一〇）　四八
○地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件の一部を改正する件（総務一六五）　四八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

（前のページより続き）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定する件（防衛一二六）

○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（同一二七）

本号で公布された法令のあらまし

◇防衛省設置法等の一部を改正する法律（法律第二四号）（防衛省）

一　防衛省設置法の一部改正関係

自衛官の定数を改めることとした。（第六条関係）

二　自衛隊法の一部改正関係

1　統合作戦司令部を新設し、併せて陸上総隊司令官の指揮権に関する規定を整備することとした。（第一〇条の二、第二一条の二、第二一条の三及び第二八条関係）

2　公務に有用な専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を任期を定めて自衛官として活用するため、自衛官を任期を定めた採用の対象に加えることとした。（第三六条の二～第三六条の五及び第四五条関係）

3　予備自衛官及び即応予備自衛官について、その任用期間が満了した時に一定の年齢に達している者を引き続き任用できることとすることとした。（第六八条及び第七五条の八関係）

4　予備自衛官補の教育訓練の修了期限について、当該期限を延長することができる期間「一年」を「二年」に拡大することとした。（第七五条の一〇関係）

5　修学後、自衛隊に勤務しようとする者に対する学資金の貸与の対象範囲を拡大することとした。（第九八条関係）

6　ドイツとの物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備することとした。（第八四条の五、第一〇〇条の一八及び第一〇〇条の一九関係）

7　共同の部隊の新編に伴い、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限並びに、船舶の登録、船舶に必要な施設及び船舶のトン数の測度等を定めた関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び遵守事項等を定めた法律の適用除外その他所要の規定を整備することとした。（第九一条及び第一〇九条～第一一一条関係）

8　大湊地方隊を廃止することとした。（別表第二関係）

三　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正関係

任期を定めて採用された自衛官に対する俸給、号俸の決定基準等その他給与に関し必要な事項を定めることとした。（第四条、第五条、第六条の二、第二二条の二及び第二七条関係）

四　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正関係

大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、ドイツの軍隊を追加することとした。（第三三条関係）

五　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正関係

国際機関等に派遣される防衛省の職員が従事することができる業務に、装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施に関する業務を追加することとした。（第一条及び第二条関係）

六　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正関係

武力攻撃事態及び存立危機事態に際して、外国軍用品等の海上輸送を規制するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備することとした。（第一条及び第一八条関係）

七　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正関係

海賊行為へ対処するため、共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官の権限を整備することとした。（第八条関係）

八　施行期日等

1　この法律の施行に伴い必要となる経過措置について定め、関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第二条～第五条関係）

2　この法律は、令和七年三月三一日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めることとした。

◇特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（法律第二五号）（総務省）

1　題名に関する事項（題名関係）

題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改めることとした。

2　趣旨に関する事項（第一条関係）

趣旨に、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務を追加することとした。

3　定義に関する事項（第二条関係）

㈠　「特定電気通信役務」の定義を、特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。）とすることとした。

㈡　「侵害情報等」の定義を、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由とすることとした。

㈢　「侵害情報送信防止措置」の定義を、侵害情報の送信を防止する措置とすることとした。

㈣　「送信防止措置」の定義を、侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置（当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置を含む。）とすることとした。

㈤　「大規模特定電気通信役務提供者」の定義を、4の㈠の規定により指定された特定電気通信役務提供者とすることとした。

4　大規模特定電気通信役務提供者の義務に関する事項

㈠　総務大臣は、次のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができることとすることとした。（第二〇条第一項関係）

(1)　当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者の数の総務省令

で定める期間における平均（以下「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下「平均月間延べ発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

(2)　当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。

(3)　当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務以外のものであること。

(二)　総務大臣は、(一)の規定による指定及びその指定の解除に必要な限度において、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができることとすることとした。（第二〇条第三項関係）

(三)　総務大臣は、(二)の規定による報告の徴収によっては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を合理的な方法により推計して、(二)の規定による指定及びその指定の解除を行うことができることとすることとした。（第二〇条第四項関係）

(四)　大規模特定電気通信役務提供者は、(一)の規定による指定を受けた日から三月以内に、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならないこととすることとした。（第二一条関係）

(1)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)　外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

(3)　(1)及び(2)に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

(五)　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（以下「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならないこととすることとした。（第二二条関係）

(六)　大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならないこととすることとした。（第二三条関係）

(七)　大規模特定電気通信役務提供者は、(六)の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下「専門員」という。）を選任しなければならないこととするとともに、専門員を選任したときは、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならないこととすることとした。（第二四条第一項及び第三項関係）

(八)　大規模特定電気通信役務提供者は、(六)の申出があったときは、一定の場合を除き、(六)の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から一四日以内の総務省令で定める期間内に、次に掲げる区分に応じ、次に定める事項を申出者に通知しなければならないこととすることとした。（第二五条第一項関係）

(1)　当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき　その旨

(2)　当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき　その旨及びその理由

(九)　(八)の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次のいずれかに該当するときは、(六)の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、(八)の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める事項を申出者に通知すれば足りることとすることとした。（第二五条第二項関係）

(1)　(六)の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

(2)　(六)の調査を専門員に行わせることとしたとき。

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

(一〇)　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができることとすることとした。（第二六条第一項関係）

(1)　当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

(2)　他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

(3)　緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

(二)　大規模特定電気通信役務提供者は、(一)の(3)に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう当該基準を変更しなければならないこととすることとした。（第二六条第三項関係）

(三)　(一)の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならないこととすることとした。（第二六条第四項関係）

(三)　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、一定の場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（以下「通知等の措置」という。）を講じなければならないこととすることとした。（第二七条関係）

(四)　大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、次に掲げる事項を公表しなければならないこととすることとした。（第二八条関係）

(1)　(六)の申出の受付の状況

(2)　(八)及び(九)の規定による通知の実施状況

(3)　(三)の規定による通知等の措置の実施状況

(4)　送信防止措置の実施状況（(1)から(3)までに掲げる事項を除く。）

(5)　(1)から(4)までに掲げる事項について自ら行った評価

(6)　(1)から(5)までに掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者が4の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項

(五)　総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者の義務に係る規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができることとすることとした。（第二九条関係）

(六)　総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が大規模特定電気通信役務提供者の義務に係る規定に違反していると認めるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができることとすると

ともに、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができることとすることとした。（第三〇条関係）

5　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　雇用保険の適用対象者の範囲の拡大

(一)　一週間の所定労働時間が一〇時間未満である者について、雇用保険法の適用除外とすることとした。（第六条関係）

(二)　基本手当の被保険者期間の計算に当たっては、賃金の支払の基礎となった日数が六日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が四〇時間以上であるものを一箇月として計算することとした。（第一四条第一項及び第三項関係）

(三)　基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の下限額を一、二三〇円とすることとした。（第一六条第一項、第一七条第四項及び第一八条第四項関係）

(四)　受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合の基本手当の減額等に関する規定を削除することとした。（第一九条関係）

2　基本手当の給付制限の見直し

雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練を受ける受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によって退職した者に限る。）にあっては、当該教育訓練を受ける日以降（離職日前一年以内に当該教育訓練を受けたことがある者にあっては、待期期間の満了後）、失業している日について、基本手当を支給することとした。（第三三条第一項関係）

3　就業促進手当の改正

(一)　職業に就いた受給資格者（安定した職業に就いた者を除く。）であって、基本手当の支給残日数が所定給付日数の三分の一以上かつ四五日以上であるものに対して支給される就業促進手当を廃止することとした。（第五六条の三第一項関係）

(二)　安定した職業に就き就業促進手当の支給を受けた者であって、同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月以上雇用される者のうち一定の要件を満たした者に対して支給される就業促進手当の支給限度額を、基本手当日額に基本手当の支給残日数に相当する日数に一〇分の二を乗じて得た数を乗じて得た額とすることとした。（第五六条の三第三項関係）

4　教育訓練給付の改正

(一)　教育訓練給付は、教育訓練給付金及び教育訓練休暇給付金とすることとした。（第一〇条第五項関係）

(二)　教育訓練給付金の額について、一般被保険者又は一般被保険者であった者等が教育訓練の受講のために支払った費用の額に一〇〇分の二〇以上一〇〇分の八〇以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とすることとした。（第六〇条の二第四項関係）

(三)　教育訓練休暇給付金の創設

(1)　一般被保険者が、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）を取得した場合に、当該教育訓練休暇を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して一年の期間内の教育訓練休暇を取得している日について、当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合に支給されることとなる基本手当の日額に相当する額の教育訓練休暇給付金を、特定受給資格者以外の受給資格者に対する所定給付日数に相当する日数分を限度として、支給することとした。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでないこととした。（第六〇条の三関係）

イ　休暇開始日前二年間におけるみなし被保険者期間が、通算して一二箇月に満たないとき。

ロ　当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなした場合の算定基礎期間に相当する期間が、五年に満たないとき。

(2)　基本手当の支給に当たって、教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、休暇開始日前における被保険者であった期間は被保険者期間に含めないものとし、休暇開始日前の被保険者であった期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間は算定基礎期間に含めないこととした。（第一四条第二項及び第二二条第三項関係）

(3)　教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇を終了した日から起算して六箇月を経過する日までに特定受給資格者となる離職理由により離職した者（受給資格者を除く。）に対して基本手当を支給することとし、その所定給付日数は九〇日（身体障害者等の就職困難者にあっては、一五〇日）とすることとした。（第六〇条の四関係）

(四)　教育訓練支援給付金の改正

教育訓練支援給付金の額について、賃金日額に一〇〇分の五〇から一〇〇分の八〇までの範囲で厚生労働省令で定める率を乗じて得た金額に一〇〇分の六〇を乗じて得た額とするとともに、令和九年三月三一日以前に教育訓練を開始した者に対して支給するものとすることとした。（附則第一一条の二第一項及び第三項関係）

5　国庫負担の改正

(一)　国庫は、教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。以下この(一)において同じ。）について、求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額と同様に、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び受給資格者の数の状況に応じ、当該教育訓練給付に要する費用の四分の一又は四〇分の一を負担することとした。（第六六条第一項関係）

(二)　育児休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を廃止し、国庫は、育児休業給付に要する費用の八分の一を負担することとした。（附則第一三条及び第一四条関係）

(三)　介護休業給付に要する費用に係る国庫の負担額について、暫定措置を延長し、令和八年度までの各年度の国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の一〇〇分の一〇に相当する額とすることとした。（附則第一四条関係）

(四)　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和九年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止することとした。（附則第一五条関係）

6　基本手当の支給に関する暫定措置の改正

特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）を特定受給資格者とみなして基本手当の支給に関する規定を適用する暫定措置を令和九年三月三一日以前の離職者まで適用することとした。（附則第四条第一項関係）

7　地域延長給付の改正

地域延長給付について、令和九年三月三一日以前の離職者まで支給することができることとした。（附則第五条第一項関係）

二　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正関係

1　育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を、一、〇〇〇分の五とすることとした。（第一二条第四項関係）

2　厚生労働大臣は、毎会計年度において、(一)に掲げる額が、(二)に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至った場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を、一、〇〇〇分の四とすることができることとした。（第一二条第八項関係）

(一)　(1)に掲げる額を(2)に掲げる額に加減した額

(1)　当該会計年度の翌年度における育児休業給付に充当するために徴収する保険料額（以下「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。）の見込額及び当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（以下「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る国庫の負担額の見込額の合計額と、翌年度育児休業給付額予想額との差額を、当該会計年度末における育児休業給付資金に加減した額

(2)　当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額及び当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（以下「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る国庫の負担額の見込額の合計額

(二)　翌々年度育児休業給付額予想額

3　厚生労働大臣は、2により育児休業給付に要する費用に対応する部分の雇用保険率を変更するに当たっては、育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業（育児休業給付に係るものに限る。）に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮することとした。（第一二条第九項関係）

三　特別会計に関する法律の一部改正関係

雇用勘定における一般会計からの繰入対象経費に、教育訓練給付に要する費用で国庫が負担するものを追加することとした。（第一〇一条第二項関係）

四　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正関係

当分の間、一週間の所定労働時間が一〇時間以上二〇時間未満である雇用保険の被保険者及び当該被保険者であった間の一週間の所定労働時間が一〇時間以上二〇時間未満である受給資格者についても、特定求職者となり得ることとした。（附則第四条関係）

五　施行期日等

1　検討

(一)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二七条第一項関係）

(二)　政府は、育児休業給付の財政状況について不断の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二七条第二項関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第二六条及び第二八条～第三四条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

（法律第二七号）（内閣官房）

1　総則

(一)　目的

この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

(1)　この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいうこととした。（第二条第三項関係）

(2)　この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいうこととした。（第二条第四項関係）

イ　外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

ロ　重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

ハ　イの措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報

ニ　ロ又はハに掲げる情報の収集整理又はその能力

2　重要経済安保情報の指定等

行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定することとした。（第三条第一項関係）

3　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

(一)　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、一定の場合には、他の行政機関等に当該重要経済安保情報を提供することができることとした。（第六条～第八条関係）

(二)　行政機関の長は、公益上特に必要があると認められる一定の業務において重要経済安保情報が利用される場合であって、一定の要件が満たされる場合等には、重要経済安保情報を提供することとした。（第九条第一項関係）

4　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していること等の基準に適合する一定の事業者（以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができることとした。（第一〇条第一項関係）

5　重要経済安保情報の取扱者の制限

(一)　重要経済安保情報の取扱いの業務は、一定の者を除き、行政機関の長等が直近に実施した6の(一)等の規定による適性評価（結果の通知があった日から一〇年を経過していないものに限る。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者でなければ行ってはならないこととした。（第一一条第一項関係）

(二)　(一)の規定にかかわらず、行政機関の長等が特定秘密保護法の規定により直近に実施した適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者は、結果の通知があった日から五年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとした。（第一一条第二項関係）

6　適性評価

(一)　行政機関の長は、当該行政機関の職員又は適合事業者の従業者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施することとした。（第一二条第一項関係）

(二)　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）の同意を得て、一定の事項についての調査（以下「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施することとした。（第一二条第二項及び第三項関係）

(三)　行政機関の長は、適性評価を実施するときは、(四)の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、適性評価調査を行うよう求めることとし、内閣総理大臣は、評価対象者について適性評価調査を行い、意見を付して、その結果を当該行政機関の長に通知することとした。（第一二条第四項及び第五項関係）

(四)　(二)の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長等が実施した適性評価のうち直近のもの（以下「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施することとした。（第一二条第七項関係）

7　雑則

(一)　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準を定めることとした。（第一八条第一項関係）

(二)　内閣総理大臣は、毎年、(一)の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を優れた識見を有する者に報告し、その意見を聴かなければならないこととした。（第一八条第三項関係）

(三)　政府は、毎年、(二)の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表することとした。（第一九条関係）

(四)　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならないこととした。（第二二条第一項関係）

8　罰則

(一)　重要経済安保情報の取扱いの業務により知り得た重要経済安保情報を漏らした者、外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺くなどの行為により、又は重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得した者等に対する所要の罰則を設けることとした。（第二三条～第二五条関係）

(二)　法人の代表者又は法人若しくは人の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(一)に規定する一定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、所要の罰則を設けることとした。（第二八条関係）

9　附則

(一)　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第九条関係）

(二)　国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第一〇条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第二八号）（内閣府本府）

1　特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加することとした。（第五〇条第一項関係）

2　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一八五号）（内閣府本府）

1　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の一部の施行に伴い、政策統括官の職務に同法に関する事務を追加することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一八六号）（厚生労働省）

一　雇用保険法施行令の一部改正関係（第一条関係）

雇用保険法施行令第一五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第一六条の規定の適用に関する技術的読替えについて所要の改正を行うこととした。

二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係（第二条関係）

1　国家公務員共済組合法に基づく育児休業手当金の支給に要する費用の国の負担に関する暫定措置を廃止することとした。

2　国家公務員共済組合法に基づく介護休業手当金の支給に要する費用の国の負担について、令和六年度から令和八年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとすることとした。

三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係（第三条関係）

1　地方公務員等共済組合法に基づく育児休業手当金の支給に要する費用の地方公共団体の負担に関する暫定措置を廃止することとした。

2　地方公務員等共済組合法に基づく介護休業手当金の支給に要する費用の地方公共団体の負担について、令和六年度から令和八年度までにおいては、本来負担すべき割合の一〇〇分の一〇を負担するものとすることとした。

四　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇自衛隊法施行令の一部を改正する政令（政令第一八七号）（防衛省）

1　自衛隊法第九八条第一項に規定する「政令で定める学術」に、文学及び法学を加えることとした。（第一二〇条の二関係）

2　自衛隊法第九八条第一項に規定する「政令で定める学位に相当するもの」を規定することとした。（第一二〇条の二関係）

3　自衛隊法第九八条の規定により学資金を貸与される学生の略称を「貸費学生」から「自衛隊奨学生」に改めることとした。（第一二〇条の三関係）

4　学資金貸与願書への学長の推薦書の添付を不要とすることとした。（第一二〇条の三関係）

5　学資金の貸与を行わない期間について要件を整理することとした。（第一二〇条の八関係）

6　この政令の施行に伴い必要となる経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

防衛省設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十四号

防衛省設置法等の一部を改正する法律

（防衛省設置法の一部改正）

第一条　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万二百四十五人」を「十四万九千七百六十七人」に、「四万五千四百十四人」を「四万五千四百五十二人」に、「四万六千九百七十六人」を「四万七千七人」に、「第二十一条の二第一項」を「第二十一条の二第一項及び第二項」に、「千七百三十二人」を「二千百九十三人」に、「三百九十四人」を「三百四十三人」に、「四百六人」を「四百六人」に改める。

（自衛隊法の一部改正）

第二条　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「共同の部隊（第二十一条の二）」を「共同の部隊の組織及び編成（第二十一条の二・第二十一条の三）」に改める。

第十条の二第三項中「その他これに関連する事項に関し陸上自衛隊の部隊の一体的運用」を「、第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送、防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち運用に係るものその他の自衛隊の運用に関し、陸上自衛隊の部隊の円滑な任務遂行」に「の指揮下に置く」を「に一部指揮させる」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節　共同の部隊の組織及び編成

第二十一条の二に見出しとして「（編成）」を付し、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「陸上自衛隊、海上自衛隊又は」を「前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として統合作戦司令部を置く。

第三章第四節中第二十一条の二の次に次の一条を加える。

（統合作戦司令官）

第二十一条の三　統合作戦司令部の長は、統合作戦司令官とする。

２　統合作戦司令官は、防衛大臣の指揮監督を受け、統合作戦司令部の隊務を統括する。

３　防衛大臣は、第六章に規定する行動、第百条の五第一項に規定する国賓等の輸送、防衛省設置法第四条第一項第十八号に規定する調査及び研究のうち運用に係るものその他の自衛隊の運用に関し、統合運用による円滑な任務遂行を図る必要がある場合には、自衛隊の部隊の全部又は一部を統合作戦司令官に一部指揮させることができる。

第二十八条中「について」の下に「統合作戦司令官、」を加える。

第三十六条の二の前の見出し、同条、第三十六条の三及び第三十六条の四第一項中「自衛官以外の」を削る。

第三十六条の五中「（自衛官をもつて充てることとされるものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第四十五条第一項中「及び空士長等」を「、空士長等及び第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官」に改める。

第六十八条第二項中「三年」の下に「（その任用期間が満了した時に年齢六十二年に達している者にあつては、三年を超えない範囲内で防衛大臣が別に定める期間）」を加える。

第七十五条の八中「予備自衛官に」を「年齢六十二年」とあるのは「第四十五条第二項の規定により階級ごとに政令で定める年齢から三年を減じた年齢」と、「予備自衛官に」に改める。

第七十五条の十第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項ただし書中「一年」を「二年」に改め、同条第二項中「すべて」を「全て」に改める。

第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号中「又はインド」を「、インド又はドイツ」に改める。

第九十一条第一項中「自衛官」の下に「（主として海において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官を含む。以下この章において同じ。）」を加え、同条第二項中「海上自衛隊の自衛官」の下に「（主として海において行動する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる自衛官を含む。以下この章において同じ。）」を加える。

第九十八条第一項中「（大学院を含む。）に在学する学生」を「（短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校に在学する学生又は生徒」に、「専攻し、」を「現に専攻し、又は専攻しようとする者であつて、学士、修士若しくは博士の学位（同法第百四条に規定する学位をいう。）又はこれらに相当するものとして政令で定めるものを取得し、」に改める。

第百条の十七の次に次の二条を加える。

（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供）

第百条の十八　防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるドイツ軍隊（ドイツの軍隊をいう。以下この条及び次条において同じ。）から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該ドイツ軍隊に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一　自衛隊及びドイツ軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加するドイツ軍隊（重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該当するドイツ軍隊、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊に該当するドイツ軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当するドイツ軍隊を除く。次号及び第四号から第九号までにおいて同じ。）

二　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該海賊対処行動と同種の活動を行うドイツ軍隊

三　天災地変その他の災害に際して、政府の要請に基づき災害応急対策のための活動を行うドイツ軍隊であつて、第八十三条第二項又は第八十三条の三の規定により派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

四　自衛隊の部隊が第八十四条の二に規定する機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊

五　部隊等が第八十四条の三第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の保護措置を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する外国における緊急事態に際して同項の邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該保護措置又は当該輸送と同種の活動を行うドイツ軍隊

六　部隊等が第八十四条の五第二項第三号に規定する国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うドイツ軍隊

七　自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外国の軍隊の動向に関する情報その他の我が国の防衛に資する情報の収集のための活動を行う場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該活動と同種の活動を行うドイツ軍隊

八　連絡調整その他の日常的な活動（訓練を除く。次号において同じ。）のため、航空機、船舶又は車両により本邦内にある自衛隊の施設に到着して一時的に滞在するドイツ軍隊

九　連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両によりドイツ内にあるドイツ軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、連絡調整その他の日常的な活動を行うドイツ軍隊

2　防衛大臣は、前項各号に掲げるドイツ軍隊から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、防衛省の機関又は部隊等に、当該ドイツ軍隊に対する役務の提供を行わせることができる。

3　前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び防衛省の機関又は部隊等による役務の提供として行う業務は、次の各号に掲げるドイツ軍隊の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　第一項第一号に掲げるドイツ軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管、施設の利用又は訓練に関する業務（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

二　第一項第二号から第九号までに掲げるドイツ軍隊　補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用（これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。）

4　第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

（ドイツ軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続）

第百条の十九　この法律又は他の法律の規定により、ドイツ軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の定めるところによる。

第百九条第一項を削り、同条第二項中「船舶安全法（昭和八年法律第十一号）」に改め、「小型船舶の登録等に関する法律」の下に「（平成十三年法律第百二号）」を加え、「海上自衛隊（防衛大学校を含む。以下この章において同じ。）」を「自衛隊」に改め、「使用する船舶」の下に「（水陸両用車両を含む。以下この条から第百十一条までにおいて同じ。）」を加え、同項ただし書中「海上自衛隊の」を「自衛隊の使用する船舶のうち」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「陸上自衛隊の使用する船舶又は海上自衛隊」及び「陸上自衛隊又は海上自衛隊」を「自衛隊」に改め、同項を同条第二項とする。

第百十条第一項を削り、同条第二項中「船舶職員及び小型船舶操縦者法」の下に「（昭和二十六年法律第百四十九号）」を加え、「海上自衛隊」を「自衛隊」に改め、同項を同条とする。

第百十一条（見出しを含む。）中「陸上自衛隊の使用する船舶及び海上自衛隊」を「自衛隊」に改める。

別表第二中

舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部	舞鶴市
大湊地方隊	大湊地方総監部	むつ市

を

舞鶴地方隊	舞鶴地方総監部	舞鶴

に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「事務官等のうち」を削り、「いう。」の下に「である事務官等」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項本文の規定にかかわらず、特定任期付職員である自衛官には、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給を支給する。

第五条第三項中「自衛官（」の下に「特定任期付職員である自衛官及び」を加える。

第六条の二第二項中「特定任期付職員」の下に「である事務官等」を加え、同条に次の一項を加える。

3　防衛大臣は、特定任期付職員である自衛官について、特別の事情により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に掲げる号俸により難いときは、第四条第五項及びこの条第一項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、その俸給月額を同表に掲げる七号俸の俸給月額にその額と同表に掲げる六号俸の俸給月額との差額に一からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第二の陸将、海将及び空将の欄の八号俸の額未満の額に限る。）又は同欄の八号俸の額に相当する額とすることができる。

第二十二条の二第三項中「及び」を「、第十八条、」に改め、「除く。）」の下に「及び前条」を加える。

第二十七条第二項中「受けなかつた者」の下に「（特定任期付職員を除く。）」を加える。

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）

第四条　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「又はインド」を「、インド又はドイツ」に改める。

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正）

第五条　国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は」を「若しくは」に改め、「協力等」の下に「又は装備品等（装備品、船舶、航空機及び需品をいう。次条第二項第八号において同じ。）の共同開発等」を加える。

第二条第二項ただし書中「第八号から第十一号」を「第十一号から第十四号」に改め、同項中第十一号を第十四号とし、第八号から第十号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八　装備品等の共同開発事業等の管理、調整及び実施

九　前号に掲げる業務の遂行に必要な交渉若しくは調整、調査若しくは研究又は訓練

十　前二号に掲げる業務の管理

（武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正）

第六条　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海上自衛隊」の下に「（主として海において行動する同法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊（第十八条において「共同の部隊」という。）を含む。次条第六号、第四条第一項及び第三十七条第一項において同じ。）」を加える。

第十八条中「自衛官」の下に「（共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官を含む。第三十条において同じ。）」を加える。

（海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の一部改正）

第七条　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「自衛官」の下に「（主として海において行動する自衛隊法第二十一条の二第二項に規定する共同の部隊の使用する船舶に乗り組んでいる三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の自衛官を含む。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条中自衛隊法第七十五条の十の改正規定及び同法第九十八条第一項の改正規定並びに第五条の規定　公布の日

二　第二条中自衛隊法第八十四条の五第一項第三号及び第二項第四号の改正規定並びに同法第百条の十七の次に二条を加える改正規定並びに第四条の規定　日本国の自衛隊とドイツ連邦共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定の効力発生の日

三　第二条中自衛隊法第六十八条第二項の改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定並びに次条の規定　公布の日から起算して三月を経過した日

四　第二条中自衛隊法第三十六条の二の前の見出し、同条、第三十六条の三及び第三十六条の四第一項の改正規定、同法第三十六条の五の改正規定並びに同法第四十五条第一項の改正規定並びに第三条の規定　令和六年十月一日

（予備自衛官又は即応予備自衛官の任用期間の延長に関する経過措置）

第二条　前条第三号に掲げる改正規定による改正後の自衛隊法（以下この条において「新自衛隊法」という。）第六十八条第二項（新自衛隊法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定は、当該改正規定の施行の日前に自衛隊法第六十八条第三項（同法第七十五条の八において準用する場合を含む。）の規定により任用期間を延長され、当該施行の日以後にその延長された任用期間が満了する予備自衛官又は即応予備自衛官には適用しない。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「船舶内並びに陸上自衛隊」を「船舶及び自衛隊」に改め、「及び海上自衛隊の使用する船舶」を削る。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部改正）

第五条　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号ニ中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　小泉　龍司
経済産業大臣　齋藤　健
防衛大臣　木原　稔

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十五号

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

目次中「第四章　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続（第八条―第十九条）」を「第四章　大規模特定電気通信役務提供者の義務（第五条―第十八条）」に、「第五章　罰則（第二十条―第二十二条）」を「第六章　罰則（第十九条―第二十一条）」に改める。

第一条中「侵害」を「侵害等」に、「を定める」を「を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定める」に改める。

第二条中第九号を第十三号とし、第六号から第八号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　侵害情報等　侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由をいう。

八　侵害情報送信防止措置　侵害情報の送信を防止する措置をいう。

九　送信防止措置　侵害情報送信防止措置その他の特定電気通信による情報の送信を防止する措置（当該情報の送信を防止するとともに、当該情報の発信者に対する特定電気通信役務の提供を停止する措置（第二十六条第二項第二号において「役務提供停止措置」という。）を含む。）をいう。

第二条中第四号を第五号とし、同条第三号中「（特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。同条第三項において同じ。）」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　特定電気通信役務　特定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務（電気通信事業法第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。第五条第二項において同じ。）をいう。

第二条に次の一号を加える。

十四　大規模特定電気通信役務提供者　第二十条第一項の規定により指定された特定電気通信役務提供者をいう。

第三条第二項第二号中「侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）」を「侵害情報等」に、「侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）」を「侵害情報送信防止措置」に、「当該侵害情報の」を「当該申出に係る侵害情報の」に、「当該送信防止措置」を「当該侵害情報送信防止措置」に改める。

第十七条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第九号」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号」に改める。

本則に次の二章を加える。

第五章　大規模特定電気通信役務提供者の義務

（大規模特定電気通信役務提供者の指定）

第二十条　総務大臣は、次の各号のいずれにも該当する特定電気通信役務であって、その利用に係る特定電気通信による情報の流通について侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図る必要性が特に高いと認められるもの（以下「大規模特定電気通信役務」という。）を提供する特定電気通信役務提供者を、大規模特定電気通信役務提供者として指定することができる。

一　当該特定電気通信役務が次のいずれかに該当すること。

イ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者（日本国外にあると推定される者を除く。ロにおいて同じ。）及びこれに準ずる者として総務省令で定める者の数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

ロ　当該特定電気通信役務を利用して一月間に発信者となった者の延べ数の総務省令で定める期間における平均（以下この条及び第二十四条第二項において「平均月間延べ発信者数」という。）が特定電気通信役務の種類に応じて総務省令で定める数を超えること。

二　当該特定電気通信役務の一般的な性質に照らして侵害情報送信防止措置（侵害情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われるものに限る。以下同じ。）を講ずることが技術的に可能であること。

三　当該特定電気通信役務が、その利用に係る特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害が発生するおそれの少ない特定電気通信役務として総務省令で定めるもの以外のものであること。

2　総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者について前項の規定による指定の理由がなくなったと認めるときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

3　総務大臣は、第一項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除に必要な限度において、総務省令で定めるところにより、特定電気通信役務提供者に対し、その提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができる。

4　総務大臣は、前項の規定による報告の徴収によっては特定電気通信役務提供者の提供する特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を把握することが困難であると認めるときは、当該平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数を総務省令で定める合理的な方法により推計して、第一項の規定による指定及び第二項の規定による指定の解除を行うことができる。

（大規模特定電気通信役務提供者による届出）

第二十一条　大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から三月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所

三　前二号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2　大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表）

第二十二条　大規模特定電気通信役務提供者（前条第一項の規定による届出をした者に限る。以下同じ。）は、総務省令で定めるところにより、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者（次条において「被侵害者」という。）が侵害情報等を示して当該大規模特定電気通信役務提供者に対し侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出を行うための方法を定め、これを公表しなければならない。

2　前項の方法は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一　電子情報処理組織を使用する方法による申出を行うことができるものであること。

二　申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと。

三　当該大規模特定電気通信役務提供者が申出を受けた日時が当該申出を行った者（第二十五条において「申出者」という。）に明らかとなるものであること。

（侵害情報に係る調査の実施）

第二十三条　大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずるよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

（侵害情報調査専門員）

第二十四条　大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関して十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第二項第二号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2　大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあっては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3　大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

（申出者に対する通知）

第二十五条　大規模特定電気通信役務提供者は、第二十三条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去に同一の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

一　当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき　その旨

二　当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき　その旨及びその理由

2　前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十三条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれかに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

一　第二十三条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。

二　第二十三条の調査を専門員に行わせることとしたとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）

第二十六条　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

一　当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。

二　他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三　緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

2　大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものとなるよう努めなければならない。

一　送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。

二　役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。

三　発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。
四　送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。
3　大規模特定電気通信役務提供者は、第一項第三号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。
4　第一項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。
（発信者に対する通知等の措置）
第二十七条　大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第二号及び次条第三号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第一項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。
一　当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。
二　過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。
（措置の実施状況等の公表）
第二十八条　大規模特定電気通信役務提供者は、毎年一回、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。
一　第二十三条の申出の受付の状況
二　第二十五条の規定による通知の実施状況
三　前条の規定による通知等の措置の実施状況
四　送信防止措置の実施状況（前三号に掲げる事項を除く。）
五　前各号に掲げる事項について自ら行った評価
六　前各号に掲げる事項のほか、大規模特定電気通信役務提供者がこの章の規定に基づき講ずべき措置の実施状況を明らかにするために必要な事項として総務省令で定める事項
（報告の徴収）
第二十九条　総務大臣は、第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は前条の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
（勧告及び命令）
第三十条　総務大臣は、大規模特定電気通信役務提供者が第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条の規定に違反していると認めるときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、その違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
2　総務大臣は、前項の規定による勧告を受けた大規模特定電気通信役務提供者が、正当な理由がなく当該勧告に係る措置を講じなかったときは、当該大規模特定電気通信役務提供者に対し、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。
（送達すべき書類）
第三十一条　第二十条第一項の規定による指定、第二十九条の規定による報告の徴収、前条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による命令は、総務省令で定める書類を送達して行う。
2　第二十条第一項の規定による指定又は前条第二項の規定による命令に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十条の規定による通知は、同条の書類を送達して行う。この場合において、同法第三十一条において読み替えて準用する同法第十五条第三項の規定は適用しない。
（送達に関する民事訴訟法の準用）
第三十二条　前条の規定による送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条、第百三条、第百五条、第百六条、第百八条及び第百九条の規定を準用する。この場合において、同法第九十九条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあり、及び同法第百九条中「裁判所」とあるのは「総務大臣」と読み替えるものとする。
（公示送達）
第三十三条　総務大臣は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。
一　送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合
二　外国においてすべき送達について、前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによっても送達をすることができないと認めるべき場合
三　前条において読み替えて準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合
2　公示送達は、送達をすべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を総務省の掲示場に掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。
3　公示送達は、前項の規定による措置を開始した日から二週間を経過することによって、その効力を生ずる。
4　外国においてすべき送達についてした公示送達にあっては、前項の期間は、六週間とする。
（電子情報処理組織の使用）
第三十四条　総務大臣の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第九号に規定する処分通知等であって第三十一条の規定により書類を送達して行うこととしているものに関する事務を、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行ったときは、第三十二条において読み替えて準用する民事訴訟法第百九条の規定による送達に関する事項を記載した書面の作成及び提出に代えて、当該事項を当該電子情報処理組織を使用して総務大臣の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルに記録しなければならない。

第六章　罰則

第三十五条　第三十条第二項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
第三十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
一　第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
二　第二十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
第三十七条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。
一　第三十五条又は前条第一号　一億円以下の罰金刑
二　前条第二号　同条の罰金刑
第三十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。
一　正当な理由がなく、第二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二　第二十四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（経過措置）

第三条　この法律の施行の日からデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「デジタル社会形成基本法施行日」という。）の前日までの間におけるこの法律による改正後の特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（次条において「新法」という。）第三十三条の規定の適用については、同条第二項中「旨を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」とあるのは「旨を」と、「掲示し、又はその旨を総務省の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」とあるのは「掲示する」と、同条第三項中「措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。デジタル社会形成基本法施行日以後におけるデジタル社会形成基本法施行日前にした公示送達に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（調整規定）

第四条　この法律の施行の日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、この法律の施行の日から刑法施行日の前日までの間における新法第三十五条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正）

第五条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第二項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に改める。

第七十二条の六中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第二条第四号」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第五号」に改める。

（いじめ防止対策推進法の一部改正）

第六条　いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律の一部改正）

第七条　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第四条の見出しを「（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の特例）」に改め、同条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第三号」を「第二条第四号」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

（民事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第九十一条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第九十一条　削除

附則第九十二条に見出しとして「（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正）」を付し、同条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）」に改め、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七条の改正規定の次に次のように加える。

第三十二条中「第九十九条、第百一条」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二」に、「、第百八条及び第百九条」を「及び第百八条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、同項中「裁判所」とあり、及び同条中「裁判長」とあるのは「総務大臣」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「総務大臣の職員」と読み替えるものとする。

第三十四条中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律の一部改正）

第九条　性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（令和四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

目次中、第一条及び第三章の章名中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第十六条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に、「第二条第四号」を「第二条第五号」に改める。

（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十条　民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第十八章　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部改正等（第百九十九条）」を「第十八章　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正（第百九十九条）　第一節　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う経過措置（第二百条・第二百一条）　第二節　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備（第二百一条の二）」に改める。

第十八章の章名及び同章第一節の節名中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第百九十九条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（」に改め、同条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律目次の改正規定中「」に」の下に「「第二十条―第三十四条」を「第二十一条―第三十五条」に、「第三十五条―第三十八条」を「第三十六条―第三十九条」に」を加え、同改正規定の次に次のように加える。

第二条第九号中「第二十六条第二項第二号」を「第二十七条第二項第二号」に改め、同条第十四号中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第百九十九条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十二条を改め、同条の次に二条を加える改正規定の次に次のように加える。

第三十八条第一号中「第二十条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条第二号中「第二十四条第三項」を「第二十五条第三項」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十七条第一号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同条を第三十八条とする。

第三十六条第一号中「第二十一条」を「第二十二条」に改め、同条第二号中「第二十九条」を「第三十条」に改め、同条を第三十七条とする。

第三十五条中「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条中「第三十一条」を「第三十二条」に「第三十二条」を「第三十三条」に改め、第五章中同条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第三十一条第一項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十九条」を「第三十条」に改め、同条第二項中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十条第一項中「第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条又は第二十八条」を「第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条又は第二十九条」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条中「第二十二条、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項若しくは第三項、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条」を「第二十三条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項若しくは第三項、第二十八条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第一号中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第二号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二条第三項第三号中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二条とする。

第二十条第一項第一号中「第二十四条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第二十一条とし、第四章中第十九条を第二十条とする。

第百九十九条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十九条を同法第二十条とする改正規定を削る。

第百九十九条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十八条を改め、同条に一項を加える改正規定中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第百九十九条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七条を改め、同条に一項を加える改正規定中「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十九号」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第二条第十三号」に改める。

第百九十九条のうち特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第十七条を同法第十八条とし、同法第十六条の次に一条を加える改正規定中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第十八章第二節の節名、第二百条及び第二百一条中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

第十八章に次の一節を加える。

第三節　特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律の一部改正に伴う関係法律の整備

第二百一条の二　特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「新法第三十五条」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第三十六条」に改める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
法務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律

（雇用保険法の一部改正）

第一条　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わつた日後の期間に限る。）については、この限りでない。

一　公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（次号に該当する者を除く。）

二　第六十条の二第一項に規定する教育訓練その他の厚生労働省令で定める訓練を基準日前一年以内に受けたことがある受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者に限る。次号において同じ。）

三　前号に規定する訓練を基準日以後に受ける受給資格者（同号に該当する者を除く。）

第三十七条の六第二項中「第五十六条の三第三項第三号の」を「第五十六条の三第三項第二号の」に、「第五十六条の三第三項第三号ロ」を「第五十六条の三第三項第二号ロ」に改める。

第四十条第四項中「公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間」を「次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わつた日後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わつた日後の期間に限る。）」に改める。

第五十六条の三第一項第一号を次のように改める。

一　厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

第五十六条の三第二項中「前項第一号ロ又は同項第二号」を「前項各号」に改め、「（同項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」を削り、「前項の」を「同項の」に改め、同条第三項第一号を削り、同項第二号中「第一項第一号ロに該当する者　基本手当日額」を「第一項第一号に該当する者　第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九十円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に、「もの（以下この号において「早期再就職者」という。）」を「者」に、「十分の四（早期再就職者にあつては、十分の三）」を「十分の二」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項第一号ロ」を「第一項第一号」に改め、「規定」の下に「（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）」を加え、同項を同条第四項とする。

第五十七条第一項第一号中「前条第一項第一号ロ」を「前条第一項第一号」に改め、同号ロ中「前条第五項」を「前条第四項」に改める。

第六十条第五項中「及び第五項」を削る。

第六十条の二第四項中「百分の七十」を「百分の八十」に改める。

第六十一条の二第四項中「第五十六条の三第一項第一号ロ」を「第五十六条の三第一項第一号」に改める。

第六十六条第三項第一号イ中「雇用保険率（その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条及び第六十七条の二において同じ。）」を「同条第四項に規定する雇用保険率（第三号及び第四号において単に「雇用保険率」という。）」に改め、同項第三号中「千分の四の率」を「徴収法第十二条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同項第四号中「千分の三・五の率（」を削り、「掲げる事業については、千分の四・五の率）」を「規定する二事業費充当徴収保険率」に、「第五項」を「次項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項第一号ロ中「第三項第二号」を「前項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第六十七条の二中「雇用保険率が千分の十五・五（徴収法第十二条第八項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五、同条第九項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十四・五）」を「徴収法第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率が千分の八」に、「第五項」を「第四項」に改める。

第七十六条第四項中「規定は」の下に「、教育訓練給付」を加える。

附則第四条第一項、第五条第一項及び第十条第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第一項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第三項中「に百分の八十」を「に百分の六十」に改める。

附則第十三条第一項中「から第五号まで」を「及び第五号」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に改める。

附則第十四条及び第十四条の二を削る。

附則第十四条の三第一項中「令和四年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改め、「及び第四号」を削り、「附則第十三条（同項第三号」を「前条（同号」に、「同項（同項第三号」を「同項（同号」に改め、同条第二項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に、「附則第十三条第二項」を「前条第二項」に、「から第五号まで」を「及び第五号」に、「第一項第五号」を「同号」に、「第十四条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を附則第十四条とする。

附則第十四条の四を削る。

附則第十五条中「令和七年四月一日」を「令和九年四月一日」に改める。

第二条　雇用保険法の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十条の三」を「―第六十条の五」に改める。

第六条第一号中「二十時間」を「十時間」に改める。

第十条第五項中「教育訓練給付金」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

一　教育訓練給付金

二　教育訓練休暇給付金

第十四条第一項中「さかのぼつた」を「遡つた」に、「十一日」を「六日」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

三　当該被保険者が教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前における被保険者であつた期間

第十四条第三項中「八十時間」を「四十時間」に改める。

第十六条第一項、第十七条第四項第一号及び第十八条第四項中「二千四百六十円」を「千二百三十円」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条　削除

第二十二条第三項ただし書中「すべて」を「全て」に改め、同項に次の二号を加える。

三　教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前の被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間

四　育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間

第二十三条第二項第一号中「において」を「及び第六十条の四第二項第一号において」に改め、同項第二号中「において」を「及び第六十条の四第二項第二号において」に改める。

第三十一条第二項を削る。

第三十七条第九項中「第十九条、」を削り、「第十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第三十七条の四第六項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第三十七条の五第一項第二号及び第三号並びに第三十八条第一項第二号中「二十時間」を「十時間」に改める。

第四十条第四項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に改める。

第五十一条第三項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に、「同項」を「同条」に改める。

第六十条の二第一項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改め、同項第一号中「次号において」を「以下」に改め、同条第二項、第四項及び第五項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

第六十条の三第一項中「教育訓練給付金」を「教育訓練給付」に、「当該給付金」を「当該給付」に改め、同条第二項中「教育訓練給付金」を「教育訓練給付」に改め、同条第三項中「前条第二項」を「第六十条の二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定により教育訓練休暇給付金の支給を受けることができなくなつた場合においても、第十四条第二項及び第二十二条第三項の規定の適用については、当該給付金の支給があつたものとみなす。

第三章第五節の二中第六十条の三を第六十条の五とし、第六十条の二の次に次の二条を加える。

（教育訓練休暇給付金）

第六十条の三　教育訓練休暇給付金は、一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、職業に関する教育訓練を受けるための休暇（以下「教育訓練休暇」という。）を取得した場合に、当該教育訓練休暇（当該教育訓練休暇を開始した日から起算して一年を経過する日までに二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、初回の教育訓練休暇）を開始した日（以下「休暇開始日」という。）から起算して一年の期間内の教育訓練休暇を取得している日（教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けた日に限る。）について、第六項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一　休暇開始日前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた一般被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）におけるみなし被保険者期間が、通算して十二箇月に満たないとき。

二　当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。

2　前項第一号の「みなし被保険者期間」は、休暇開始日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3　休暇開始日から起算して一年の期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上教育訓練を受けることができない一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合における第一項の規定の適用については、同項中「一年を」とあるのは「第三項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）を」と、「一年の期間」とあるのは「同項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）」とする。

4　第一項の教育訓練休暇を取得していることについての認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が、休暇開始日から起算して三十日に一回ずつ直前の三十日の各日について行うものとする。

5　教育訓練休暇給付金の日額は、教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる一般被保険者（次項において「教育訓練休暇給付金支給対象者」という。）を受給資格者と、休暇開始日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に相当する額とする。

6　教育訓練休暇給付金を支給する日数は、教育訓練休暇給付金支給対象者を受給資格者と、休暇開始日の前日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第一項、第三項及び第四項の規定を適用した場合の所定給付日数に相当する日数とする。

（特定教育訓練休暇給付金受給者に対する失業等給付の特例）

第六十条の四　特定教育訓練休暇給付金受給者に対する第十四条第二項並びに第二十二条第一項及び第二項の規定の適用については、第十四条第二項中「次に」とあるのは「第一号及び第二号に」と、第二十二条第一項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数」とあるのは「九十日」と、同条第二項中「その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日」とあるのは「百五十日」とし、第二十三条第一項の規定は、適用しない。

2　前項の特定教育訓練休暇給付金受給者とは、教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇を終了した日（休暇開始日から起算して一年を経過する日までに二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、最後の教育訓練休暇を終了した日）から起算して六箇月を経過する日までに離職した者のうち、受給資格者以外の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一　当該離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二　前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

3　前条第三項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「前条第三項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）」とする。

第六十一条第二項及び第六十一条の二第二項中「休業を」を「休業及び教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる休暇の取得を」に改める。

第六十一条の四第二項中「第十四条」の下に「（第二項第三号を除く。）」を加え、同条第四項中「ついては」の下に「、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と」を加え、同条第九項を削る。

第六十一条の八第三項中「第十四条」の下に「（第二項第三号を除く。）」を加え、同条第四項中「ついては」の下に「、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と」を加え、同条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第六十六条第一項中「）及び」を「）、教育訓練給付（教育訓練休暇給付金に限る。第三号において同じ。）及び」に、「第三号」を「第四号」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　教育訓練給付については、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合

イ　第一号イに掲げる場合　当該教育訓練給付に要する費用の四分の一

ロ　第一号ロに掲げる場合　当該教育訓練給付に要する費用の四十分の一

第六十六条第五項中「第一項第五号」を「第一項第六号」に改める。

第七十二条第一項中「第三十九条第一項」の下に、「第六十条の三第一項第一号若しくは第三項」を加える。

第七十四条第二項中「、第十九条第一項第一号に規定する控除額」を削る。

第七十六条第一項及び第二項、第七十七条並びに第七十九条第一項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

第七十九条の二中「、第十九条第三項」及び「、第三十一条第二項」を削る。

第八十五条中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

附則第四条第一項中「の間」の下に「（附則第十一条の三第一項において「特定期間」という。）」を加える。

附則第十一条中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

附則第十一条の二第一項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に、「第十条第五項、第六十条の三」を「第十条第五項第一号、第六十条の五第三項」に、「、第十条第五項」を「、同号」に、「第六十条の三第一項中「により教育訓練給付金」とあるのは「、教育訓練給付金及び教育訓練

支援給付金」と、同条第二項中「により教育訓練給付金」とあるのは「により教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」と、同条第三項」を「第六十条の五第三項」に、「前条第二項」を「第六十条の二第二項」に改め、同条第三項中「二千四百六十円」を「千二百三十円」に改め、同条第五項中「第三十一条第一項」を「第三十一条」に、「及び同項」を「及び第三十一条」に、「、同条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（教育訓練休暇給付金受給者に対する失業等給付の特例に関する暫定措置）

第十一条の三　第十三条第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限り、受給資格者を除く。）であつて、教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該給付金に係る教育訓練休暇を終了した日（休暇開始日から起算して一年を経過する日までに二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、最後の教育訓練休暇を終了した日）から起算して六箇月を経過する日までに離職したもの（当該離職の日が特定期間内にあるものに限る。）については、当該特定理由離職者を第六十条の四第二項に規定する特定教育訓練休暇給付金受給者とみなして同条第一項の規定を適用する。

２　第六十条の三第三項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項中「一年」とあるのは、「第六十条の三第三項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年）」とする。

３　第一項の規定の適用がある場合における第七十二条第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の二第一項」とあるのは、「、第二十四条の二第一項若しくは附則第十一条の三第一項」とする。

附則第十三条第一項中「同項第三号及び第五号」を「同項第四号及び第六号」に改め、同条第二項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める。

附則第十四条第一項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同条第二項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正）

第三条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「（第五項（第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更されたときは、その変更された率。第四項を除き、以下同じ。）」を削り、同条第四項を次のように改める。

４　雇用保険率は、次の各号に掲げる率の区分に応じ、当該各号に定める率を合計して得た率とする。

一　失業等給付費等充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による失業等給付及び同法第六十四条に規定する事業に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）　千分の八（次に掲げる事業（イ及びロに掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については、千分の十とし、次項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

イ　土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

ロ　動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

ハ　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

ニ　清酒の製造の事業

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

二　育児休業給付費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による育児休業給付に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）　千分の五（第八項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

三　二事業費充当徴収保険率（雇用保険率のうち雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業（同法第六十三条に規定するものに限る。）に要する費用に対応する部分の率をいう。以下同じ。）　千分の三・五（第一号ハに掲げる事業については、千分の四・五とし、第十項又は第十一項の規定により変更されたときは、その変更された率とする。）

第十二条第五項中「及び第五項」を「及び第四項」に、「、同条第六項」を「、同条第五項」に、「雇用保険率を千分の十一・五から千分の十九・五まで（前項ただし書」を「失業等給付費等充当徴収保険率を千分の四から千分の十二まで（前項第一号」に改め、「（同項第二号に掲げる事業を除く。）」を削り、「千分の十三・五から千分の二十一・五まで、同号に掲げる事業については千分の十四・五から千分の二十二・五まで」を「、千分の六から千分の十四まで」に改め、同条第六項中「第八項」を「第十項」に、「育児休業給付率（千分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。）を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。）を「育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額（第八項第一号において「育児休業給付費充当徴収保険料額」という。）及び当該一般保険料徴収額に二事業費充当徴収保険率を雇用保険率で除して得た率（に、「同じ」を「二事業率」という」に改め、同条第七項中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「雇用保険率」を「二事業費充当徴収保険率」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第四項第三号」を「第四項第一号ハ」に、「、雇用保険率」を「、二事業費充当徴収保険率」に、「その率」を「千分の三・五の率（同号ハに掲げる事業については、千分の四・五の率）」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

８　厚生労働大臣は、毎会計年度において、第一号に掲げる額が、第二号に掲げる額の一・二倍に相当する額を超えるに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、育児休業給付費充当徴収保険率を千分の四とすることができる。

一　イに掲げる額をロに掲げる額に加減した額

イ　当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における雇用保険法の規定による育児休業給付の額（以下この号において「育児休業給付額」という。）及びその額を当該会計年度の前年度の育児休業給付額で除して得た率（ロにおいて「育児休業給付額変化率」という。）に基づき算定した当該会計年度の翌年度における育児休業給付額の予想額（イにおいて「翌年度育児休業給付額予想額」という。）に係る同法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額と翌年度育児休業給付額予想額との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる育児休業給付資金に加減した額

ロ　当該会計年度における育児休業給付費充当徴収保険料額に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付費充当徴収保険料額の見込額並びに当該会計年度における育児休業給付額及び育児休業給付額変化率に基づき算定した当該会計年度の翌々年度における育児休業給付額の予想額（次号において「翌々年度育児休業給付額予想額」という。）に係る雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定による国庫の負担額の見込額の合計額

二　翌々年度育児休業給付額予想額

９　厚生労働大臣は、前項の規定により育児休業給付費充当徴収保険率を変更するに当たつては、雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する育児休業の取得の状況その他の事情を考慮し、雇用保険の事業に係る育児休業給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の育児休業給付資金を保有しつつ、雇用保険の事業（育児休業給付に係るものに限る。）に係る財政の均衡を保つことができるよう、配慮するものとする。

第二十二条第二項中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改める。

附則第十条の前の見出し中「雇用保険率」を「失業等給付費等充当徴収保険率」に改め、同条中「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「（育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。）」を削り、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める。

附則第十条の二中「令和四年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に、「「育児休業給付」を「同法附則第十三条第一項」に、「「介護休業給付金及び育児休業給付」と、「並びに同条第二項」とあるのは「、同法附則第十四条の三第一項の規定による国庫の負担額並びに同条第二項」を「、「同法附則第十三条第一項の規定による国庫の負担額（介護休業給付金に係る国庫の負担額を除く。）、同法附則第十四条第一項」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

附則第十一条の二を削る。

第四条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に改め、同条第八項第一号中「第六十六条第一項第四号」を「第六十六条第一項第五号」に改める。

附則第十条中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号」に、「同条第一項第三号から第五号まで」を「同条第一項第四号から第六号まで」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二及び第十九条の三を削る。

附則第二十条の二第一項中「から第五号まで及び」を「及び第五号並びに」に改め、同条第二項中「令和六年度」を「令和八年度」に、「から第五号まで及び」を「及び第五号並びに」に、「第十四条の三第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第三項中「おける」の下に「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第二十六条第一項の規定により読み替えられた」を加え、「令和六年度」を「令和八年度」に、「及び第十四条の三第一項」を「改正前の雇用保険法」とあるのは「改正前の雇用保険法（以下この条において「旧雇用保険法」という。）」と、「限る。）及び」とあるのは「限る。）」と、「」に、「第十四条の三第一項並びに」を「及び」に、「及び第二項」を「並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧雇用保険法附則第十四条の四第二項」に、「同条第三項」を「旧雇用保険法附則第十四条の四第三項」に、「同法」を「旧雇用保険法」に改める。

第六条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百一条第二項中「第六十六条に規定する」の下に「教育訓練給付、」を加える。

第百二条第二項中「その率が同条第五項（同条第十項又は第十一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第八項又は第九項の規定により変更された場合には、その変更された率）」を削る。

附則第二十条の二第一項中「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に、「第六項を」を「第五項を」に、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に、「第六項を」を「第五項を」に、「第六十六条第一項第五号」を「第六十六条第一項第六号」に、「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改め、同条第三項を削る。

（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律の一部改正）

第七条　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条から第十二条までを次のように改める。

（特定求職者の特例）

第四条　当分の間、第二条中「被保険者である者」とあるのは「被保険者である者（一週間の所定労働時間が十時間以上二十時間未満である者を除く。）」と、「受給資格者である者（当該被保険者であった間の一週間の所定労働時間が十時間以上二十時間未満である者を除く。）」とする。

第五条から第十二条まで　削除

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る。）、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十四条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定（「（育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。）」を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二及び第十一条の改正規定並びに同法附則第十一条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定　公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二　第一条中雇用保険法第六十条の二第四項及び第七十六条第四項の改正規定並びに附則第四条の規定　令和六年十月一日

三　第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第百一条第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第一項の改正規定（「第一項第三号及び第五号」を「第一項第四号及び第六号」に改める部分に限る。）及び同条第二項の改正規定（「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項を」を「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。）並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定　令和七年十月一日

四　第二条中雇用保険法第六条第一号、第十四条第一項及び第三項、第十六条第一項、第十七条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十一条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七条から第十六条まで、第十七条第二項及び第十八条から第二十三条までの規定　令和十年十月一日

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第二条　第一条の規定（前条第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第二十三条第一項第二号及び第三号（雇用保険法第三十七条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新雇用保険法第三十三条第一項第二号に規定する訓練を開始した受給資格者（雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者をいう。次条第二項において同じ。）について適用する。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第三条　新雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となった者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（附則第五条第一項において「旧雇用保険法」という。）第五十六条の三第一項各号に該当する者となった者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

２　受給資格に係る離職の日が附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）前である受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）が第四号施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を第二条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。附則第十一条において同じ。）による改正後の雇用保険法（以下「第四号新雇用保険法」という。）第十六条の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六条の三の規定を適用する。

３　第四号施行日以後に職業に就いた旧高年齢受給資格者（雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する高年齢受給資格者をいう。附則第十三条において同じ。）に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号ロ中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

４　第四号施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者（雇用保険法第三十九条第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日が第四号施行日前である同項に規定する特例受給資格者をいう。附則第十六条において同じ。）に対する新雇用保険法第五十六条の三の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

第四条　第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第六十条の二第四項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、同日前に当該教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

（教育訓練支援給付金の支給に関する経過措置）

第五条　新雇用保険法附則第十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に旧雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

２　第四号施行日から第四号新雇用保険法第十八条の規定により同条第四項に規定する自動変更対象額が変更されるまでの間における教育訓練支援給付金の額は、第四号新雇用保険法附則第十一条の二第三項の規定にかかわらず、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額に百分の六十を乗じて得た額とする。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条　第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の雇用保険法附則第十三条の規定は、令和六年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

２　第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定する令和四年度における雇用安定事業に要する費用に係る国庫の負担については、なお従前の例による。

（一般被保険者及び高年齢被保険者に関する経過措置）

第七条　一週間の所定労働時間が十時間以上二十時間未満である者であって、第四号施行日前から引き続いて雇用されているもの（第四号新雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び雇用保険法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。）については、第四号施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第四号新雇用保険法の規定を適用する。

（被保険者期間の計算に関する経過措置）

第八条　第四号新雇用保険法第十四条第一項及び第三項の規定は、被保険者期間（同条第一項に規定する被保険者期間をいう。以下この条において同じ。）の計算に係る離職の日が第四号施行日以後である者に係る被保険者期間について適用し、当該離職の日が第四号施行日前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

（基本手当の日額等に関する経過措置）

第九条　旧受給資格者に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

（賃金日額に関する経過措置）

第十条　第四号施行日から第四号新雇用保険法第十八条の規定により同条第四項に規定する自動変更対象額が変更されるまでの間における第四号新雇用保険法第十六条第一項及び第十七条第四項第一号の規定の適用については、第四号新雇用保険法第十六条第一項中「千二百三十円」とあるのは「賃金日額が平成二十九年八月一日より千二百三十円として、第十八条の自動的変更を行ったものとみなして計算した額」と、同号中「千二百三十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）」とあるのは「平成二十九年八月一日より千二百三十円として、次条の自動的変更を行ったものとみなして計算した額」とする。

（基本手当等の減額に関する経過措置）

第十一条　第四号施行日前に行われた失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合における基本手当及び傷病手当の支給に係る第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下この条並びに附則第十四条及び第十五条において「第四号旧雇用保険法」という。）第十九条第一項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）の規定並びにこれらの手当に係る雇用保険法第十条の三の規定による未支給の手当の支給に係る第四号旧雇用保険法第三十一条第二項（第四号旧雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。）及び第七十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（傷病手当の日額に関する経過措置）

第十二条　旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額に相当する額とする。

（高年齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第十三条　旧高年齢受給資格者に対する雇用保険法第三十七条の四第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして同法附則第九条」とする。

（高年齢被保険者の特例に関する経過措置）

第十四条　第四号施行日前に第四号旧雇用保険法第三十七条の五の規定により高年齢被保険者となり、第四号施行日まで引き続き当該被保険者である者に係る第四号新雇用保険法第六条、第十四条及び第三十七条の五の規定の適用並びに失業等給付及び育児休業給付については、なお従前の例による。

（短期雇用特例被保険者に関する経過措置）

第十五条　第四号新雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者（第四号旧雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であって、第四号施行日前から引き続いて雇用されているものについては、第四号施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第四号新雇用保険法の規定を適用する。

（特例一時金の額に関する経過措置）

第十六条　旧特例受給資格者に対する雇用保険法第四十条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者とみなして改正法附則第九条」と、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第二条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条第四項」とする。

（教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置）

第十七条　第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法（以下「第三号新雇用保険法」という。）第六十条の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に第三号新雇用保険法第六十条の三第一項に規定する教育訓練休暇を開始した一般被保険者（第三号新雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。次項において同じ。）について適用する。

２　第三号新雇用保険法第六十条の三第一項の教育訓練休暇給付金の支給に係る同項に規定する休暇開始日が第四号施行日前である一般被保険者に対する同条第五項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同法附則第九条」とする。

（高年齢雇用継続基本給付金の額に関する経過措置）

第十八条　六十歳に達した日（その日において雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が第四号施行日前である被保険者に対する同条の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「受給資格者」とあるのは「旧受給資格者（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号。以下この条において「改正法」という。）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者をいう。第一号において同じ。）」と、「第十七条」とあるのは「改正法第二条の規定（改正法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。）による改正前の第十七条」と、同項第一号中「受給資格者」とあるのは「旧受給資格者」と、同条第三項及び第四項中「第十七条第四項」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項」と、同条第六項中「第十七条第四項第一号に掲げる額（その」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第一号に掲げる額（第十七条第四項第一号に掲げる」とする。

（高年齢再就職給付金の額に関する経過措置）

第十九条　旧受給資格者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号。第三項において「改正法」という。）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」と、同条第三項中「読み替える」とあるのは「「第十七条第四項第一号に掲げる額（その」とあるのは「改正法第二条の規定による改正前の第十七条第四項第一号に掲げる額（第十七条第四項第一号に掲げる」と読み替える」とする。

（介護休業給付金の額に関する経過措置）

第二十条　雇用保険法第六十一条の四第一項の介護休業給付金の支給に係る同項に規定する介護休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（育児休業給付金の額に関する経過措置）

第二十一条　雇用保険法第六十一条の七第一項の育児休業給付金の支給に係る同項に規定する育児休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の七第六項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（出生時育児休業給付金の額に関する経過措置）

第二十二条　雇用保険法第六十一条の八第一項の出生時育児休業給付金の支給に係る同項に規定する出生時育児休業を開始した日の前日が第四号施行日前である被保険者に対する第三号新雇用保険法第六十一条の八第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第三条第二項に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同法附則第九条」と、「同条の」とあるのは「同法第二条の規定（同法附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十七条の」とする。

（老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置）

第二十三条　六十歳に達した日（その日において雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなった日）が第四号施行日前である被保険者に対する厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第一項第一号中「標準報酬月額が、」とあるのは、「標準報酬月額が、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第十八条の規定により読み替えて適用する」とする。

２　旧受給資格者に対する厚生年金保険法附則第七条の五、第十一条の六及び第十三条の六の規定の適用については、同法附則第七条の五第五項中「第六十一条第一項」とあるのは「雇用保険法第六十一条第一項」と、「第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」と、同法附則第十一条の六第八項及び第十三条の六第八項中「雇用保険法第六十一条の二第一項の」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律附則第九条の規定によりなお従前の例によることとされた」とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条　令和五年度において第三条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条（同法附則第十条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）により読み替えて適用される労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第五項に規定する場合に該当することとなった場合における第三条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「新徴収法」という。）第十二条第四項第一号に規定する失業等給付費等充当徴収保険率の変更については、なお従前の例による。

２　新徴収法第十二条第四項の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十条第二項に規定する労働保険料をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

３　新徴収法第十二条第八項及び第九項の規定は、令和五年度以後の年度において同条第八項に規定する場合に該当することとなった場合における同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率の変更について適用する。

４　令和五年度についての新徴収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徴収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額（以下この号において「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」という。）に」と、「育児休業給付費充当徴収保険料額の」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額の」と、同号ロ中「育児休業給付費充当徴収保険料額」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」とする。

５　令和六年度についての新徴収法第十二条第八項の規定の適用については、同項第一号イ中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の第十二条第六項に規定する一般保険料徴収額に同項に規定する育児休業給付率を乗じて得た額（以下この号において「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額」という。）に」と、同号ロ中「育児休業給付費充当徴収保険料額に」とあるのは「育児休業給付費充当徴収保険料額相当額に」とする。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う準備行為）

第二十五条　新徴収法第十二条第八項の規定による同条第四項第二号に規定する育児休業給付費充当徴収保険率の変更については、厚生労働大臣は、施行日前においても、同条第八項の規定の例により、労働政策審議会の意見を聴くことができる。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条　令和四年度及び令和五年度に係る第五条の規定による改正後の特別会計に関する法律附則第二十条の二第二項の適用については、同項中「及び第五号並びに」とあるのは「から第五号まで及び」と、「附則第十三条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十三条第一項」と、「同法」とあるのは「雇用保険法」と、「第十四条第一項」とあるのは「第十四条の三第一項」とする。

２　第六条の規定（附則第二十条の二の改正規定を除く。）による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和七年度の予算から適用し、令和六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

（検討）

第二十七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

２　政府は、育児休業給付の財政状況について不断の検証を行い、その状況が安定的に推移している場合においては、育児休業給付の財政状況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項に関する検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二十八条　国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改める。

附則第十項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

（国家公務員退職手当法の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条　前条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第十条第十項（第四号に係る部分に限り、同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）であって施行日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

（所得税法の一部改正）

第三十条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第二項中「第十条第五項」を「第十条第五項第一号」に改める。

（建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部改正）

第三十一条　建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第十二条第四項第三号」を「第十二条第四項第一号ハ」に改める。

（雇用保険法の一部改正）

第三十二条　雇用保険法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「者（」の下に「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）第二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の」を加える。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律の一部改正）

第三十三条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「教育訓練給付対象者」を「教育訓練給付金支給対象者」に改める。

（政令への委任）

第三十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十七号

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　重要経済安保情報の指定等（第三条―第五条）
第三章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供（第六条―第九条）
第四章　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等（第十条）
第五章　重要経済安保情報の取扱者の制限（第十一条）
第六章　適性評価（第十二条―第十七条）
第七章　雑則（第十八条―第二十二条）
第八章　罰則（第二十三条―第二十八条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大している中で、重要経済基盤に関する情報であって我が国の安全保障（外部からの侵略等の脅威に対して国家及び国民の安全を保障することをいう。以下同じ。）を確保するために特に秘匿することが必要であるものについて、これを適確に保護する体制を確立した上で収集し、整理し、及び活用することが重要であることに鑑み、当該情報の保護及び活用に関し、重要経済安保情報の指定、我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者への重要経済安保情報の提供、重要経済安保情報の取扱者の制限その他の必要な事項を定めることにより、その漏えいの防止を図り、もって我が国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち、国家公安委員会にあっては警察庁を、第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、警察庁その他政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「行政機関の長」とは、次の各号に掲げる行政機関の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　次号及び第三号に掲げる機関以外の機関　当該機関の長

二　前項第四号及び第五号の政令で定める機関（次号に掲げるものを除く。）　当該機関ごとに政令で定める者

三　合議制の機関　当該機関

3　この法律において「重要経済基盤」とは、我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制並びに国民の生存に必要不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網をいう。

4　この法律において「重要経済基盤保護情報」とは、重要経済基盤に関する情報であって次に掲げる事項に関するものをいう。

一　外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究

二　重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの

三　第一号の措置に関し収集した外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の政府又は国際機関からの情報

四　前二号に掲げる情報の収集整理又はその能力

第二章　重要経済安保情報の指定等

（重要経済安保情報の指定）

第三条　行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの（特別防衛秘密（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密をいう。）及び特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号。以下「特定秘密保護法」という。）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）を重要経済安保情報として指定するものとする。

2　行政機関の長は、前項の規定による指定（以下「指定」という。）をしたときは、政令で定めるところにより指定に関する記録を作成するとともに、当該指定に係る重要経済安保情報の範囲を明らかにするため、重要経済安保情報である情報について、次の各号のいずれかに掲げる措置を講ずるものとする。

一　政令で定めるところにより、重要経済安保情報である情報を記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下この号において同じ。）若しくは物件又は当該情報を化体する物件に重要経済安保情報の表示（電磁的記録にあっては、当該表示の記録を含む。）をすること。

二　重要経済安保情報である情報の性質上前号に掲げる措置を講ずることが困難である場合においては、政令で定めるところにより、当該情報について指定が行われた旨を当該情報を取り扱う者に通知すること。

3　行政機関の長は、重要経済安保情報である情報について前項第二号に掲げる措置を講じた場合において、当該情報について同項第一号に掲げる措置を講ずることができることとなったときは、直ちに当該措置を講ずるものとする。

（指定の有効期間及び解除）

第四条　行政機関の長は、指定をするときは、当該指定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2　行政機関の長は、指定の有効期間（この項の規定により延長した有効期間を含む。）が満了する時において、当該指定をした情報が前条第一項に規定する要件を満たすときは、政令で定めるところにより、五年を超えない範囲内においてその有効期間を延長するものとする。

3　指定の有効期間は、通じて三十年を超えることができない。

4　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点に立っても、なお指定に係る情報を公にしないことが現に我が国及び国民の安全を確保するためにやむを得ないものであることについて、その理由を示して、内閣の承認を得た場合（行政機関が会計検査院であるときを除く。）は、当該指定の有効期間を、通じて三十年を超えて延長することができる。ただし、次に掲げる情報を除き、指定の有効期間は、通じて六十年を超えることができない。

一　現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすおそれのある情報

二　情報収集活動の手法又は能力に関する情報

三　人的情報源に関する情報

四　外国の政府又は国際機関から六十年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報

五　前各号に掲げる情報に準ずるもので政令で定める重要な情報

5　行政機関の長は、前項の内閣の承認を得ようとする場合においては、当該指定に係る重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講じた上で、内閣に当該重要経済安保情報を提示することができる。

6　行政機関の長は、第四項の内閣の承認が得られなかったときは、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第八条第一項の規定にかかわらず、当該指定に係る情報が記録された行政文書ファイル等（同法第五条第五項に規定する行政文書ファイル等をいう。）の保存期間の満了とともに、これを国立公文書館等（同法第二条第三項に規定する国立公文書館等をいう。）に移管しなければならない。

7　行政機関の長は、指定をした情報が前条第一項に規定する要件を欠くに至ったときは、有効期間内であっても、政令で定めるところにより、速やかにその指定を解除するものとする。

（重要経済安保情報の保護措置）

第五条　行政機関の長は、指定をしたときは、第三条第二項に規定する措置のほか、第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関において当該指定に係る重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める措置を講ずるものとする。

2　警察庁長官は、都道府県警察が保有する情報について指定をしたときは、当該都道府県警察に対し当該指定をした旨を通知するものとする。

3　前項の場合において、警察庁長官は、都道府県警察が保有する重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該都道府県警察による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、当該都道府県警察に指示するものとする。この場合において、当該都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該指示に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。

第三章　他の行政機関等に対する重要経済安保情報の提供

（他の行政機関に対する重要経済安保情報の提供）

第六条　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、他の行政機関が我が国の安全保障に関する事務を遂行するために当該重要経済安保情報を利用する必要があると認めたときは、当該他の行政機関に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、この項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2　前項の規定により他の行政機関に重要経済安保情報を提供する行政機関の長は、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲その他の当該他の行政機関による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項について、あらかじめ、当該他の行政機関の長と協議するものとする。

3　第一項の規定により重要経済安保情報の提供を受ける他の行政機関の長は、前項の規定による協議に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその職員に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。

（都道府県警察に対する重要経済安保情報の提供等）

第七条　警察庁長官は、警察庁が保有する重要経済安保情報について、その所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行するために都道府県警察にこれを利用させる必要があると認めたときは、当該都道府県警察に当該重要経済安保情報を提供することができる。

2　第五条第三項の規定は、前項の規定により都道府県警察に重要経済安保情報を提供する場合について準用する。

3　警察庁長官は、警察本部長に対し、当該都道府県警察が保有する重要経済安保情報で第五条第二項の規定による通知に係るものの提供を求めることができる。

（外国の政府等に対する重要経済安保情報の提供）

第八条　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、その所掌事務のうち我が国の安全保障に関するものを遂行するために必要があると認めたときは、外国の政府又は国際機関であって、この法律の規定により行政機関が当該重要経済安保情報を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置を講じているものに当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供）

第九条　第四条第五項、前三条、次条第一項及び第十八条第四項に規定するもののほか、行政機関の長は、次に掲げる場合に限り、重要経済安保情報を提供するものとする。

一　重要経済安保情報の提供を受ける者が次に掲げる業務又は公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務において当該重要経済安保情報を利用する場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）であって、当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者の範囲を制限すること、当該業務以外に当該重要経済安保情報が利用されないようにすることその他の当該重要経済安保情報を利用し、又は知る者がこれを保護するために必要なものとして、イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたとき。

イ　各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの

ロ　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七第一項（同条第三項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であって、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの

二　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百二十三条第六項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所に提示する場合

三　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条第一項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

四　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第十九条の四において読み替えて準用する情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定により会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に提示する場合

2　警察本部長は、第七条第三項の規定による求めに応じて警察庁に提供する場合のほか、前項第一号に掲げる場合（当該警察本部長が提供しようとする重要経済安保情報が同号ロに掲げる業務において利用するものとして提供を受けたものである場合以外の場合にあっては、同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、警察庁長官の同意を得た場合に限る。）、同項第二号に掲げる場合又は都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例（当該条例の規定による諮問に応じて審議を行う都道府県の機関の設置について定める都道府県の条例を含む。）の規定で情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条第一項の規定に相当するものにより当該機関に提示する場合に限り、重要経済安保情報を提供することができる。

第四章　適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

第十条　重要経済安保情報を保有する行政機関の長は、重要経済基盤の脆弱性の解消、重要経済基盤の脆弱性及び重要経済基盤に関する革新的な技術に関する調査及び研究の促進、重要経済基盤保護情報を保護するための措置の強化その他の我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、当該脆弱性の解消を図る必要がある事業者又は当該脆弱性の解消に資する活動を行う事業者、当該調査若しくは研究を行う事業者又は当該調査若しくは研究に資する活動を行う事業者、重要経済基盤保護情報を保有する事業者又は重要経済基盤保護情報の保護に資する活動を行う事業者その他の我が国の安全保障の確保に資する活動を行う事業者であって重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備を設置していることその他政令で定める基準に適合するもの（次条第四項を除き、以下「適合事業者」という。）に当該重要経済安保情報を利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者との契約に基づき、当該適合事業者に当該重要経済安保情報を提供することができる。ただし、当該重要経済安保情報を保有する行政機関以外の行政機関の長が当該重要経済安保情報について指定をしているとき（当該重要経済安保情報が、第六条第一項の規定により当該保有する行政機関の長から提供されたものである場合を除く。）は、当該指定をしている行政機関の長の同意を得なければならない。

2　行政機関の長は、当該行政機関の長が保有していない情報であって、当該行政機関の長がその同意を得て適合事業者に行わせる調査又は研究その他の活動により当該適合事業者が保有することが見込まれるものについて指定をした場合において、前項本文に規定する目的のために当該情報を当該適合事業者に利用させる必要があると認めたときは、当該適合事業者に対し、当該情報について指定をした旨を通知するものとする。この場合において、当該行政機関の長は、当該適合事業者との契約に基づき、当該指定に係る情報を、当該適合事業者に重要経済安保情報として保有させることができる。

3　前二項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一　次条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうち、当該適合事業者が指名して重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる代表者、代理人、使用人その他の従業者（以下この条、第十二条第一項第一号及び第二号並びに第十三条第二項において「従業者」という。）の範囲
二　重要経済安保情報の保護に関する業務を管理する者の指名に関する事項
三　重要経済安保情報の保護のために必要な施設設備の設置に関する事項
四　従業者に対する重要経済安保情報の保護に関する教育に関する事項
五　前項の規定により重要経済安保情報を保有する適合事業者にあっては、当該行政機関の長から求められた場合には当該重要経済安保情報を当該行政機関の長に提供しなければならない旨
六　前各号に掲げるもののほか、当該適合事業者による当該重要経済安保情報の保護に関し必要なものとして政令で定める事項
4　第一項の規定により重要経済安保情報の提供を受け、又は第二項の規定により重要経済安保情報を保有する適合事業者は、当該各項の契約に従い、当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる従業者の範囲を定めることその他の当該重要経済安保情報の適切な保護のために必要な措置を講じ、及びその従業者に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせるものとする。
5　第二項の規定により適合事業者に重要経済安保情報を保有させている行政機関の長は、同項の契約に基づき、当該適合事業者に対し、当該重要経済安保情報の提供を求めることができる。
6　第四項に規定する適合事業者は、前条第一項第一号に掲げる場合（同号に規定する我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めることについて、当該適合事業者が提供しようとする重要経済安保情報について指定をした行政機関の長の同意を得た場合に限る。）又は同項第二号若しくは第三号に掲げる場合には、重要経済安保情報を提供することができる。
7　第四項に規定する適合事業者は、前二項の規定により提供する場合を除き、重要経済安保情報を提供してはならない。

第五章　重要経済安保情報の取扱者の制限

第十一条　重要経済安保情報の取扱いの業務は、当該業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（次条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として次条第三項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者（次項において「再評価対象者」という。）を除く。）でなければ行ってはならない。ただし、次に掲げる者については、次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価を受けることを要しない。
一　行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該機関の長）
二　国務大臣（前号に掲げる者を除く。）
三　内閣官房副長官
四　内閣総理大臣補佐官
五　副大臣
六　大臣政務官
七　前各号に掲げるもののほか、職務の特性その他の事情を勘案し、次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価を受けることなく重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができるものとして政令で定める者

2　前項の規定にかかわらず、重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関の長若しくは当該業務を行わせる適合事業者に当該重要経済安保情報を提供し、若しくは保有させる行政機関の長又は当該業務を行わせる警察本部長が特定秘密保護法第十二条第一項又は第十五条第一項の規定により直近に実施したこれらの規定による適性評価（当該適性評価の後に当該行政機関の長又は警察本部長による次条第一項又は第十五条第一項の規定による適性評価が実施された場合のものを除く。以下「特定秘密直近適性評価」という。）において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（再評価対象者及び特定秘密保護法第十二条第一項第三号又は第十五条第一項第三号に掲げる者として特定秘密保護法第十二条第三項（特定秘密保護法第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告知があった者を除く。）は、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項（特定秘密保護法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から五年間に限り、重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができる。
3　特定秘密保護法第十六条第一項の規定にかかわらず、行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は適合事業者が行わせるのに必要な限度において、同項に規定する適性評価の結果に係る情報を自ら利用し、又は提供することができるものとする。
4　特定秘密保護法第十六条第二項の規定にかかわらず、特定秘密保護法第五条第四項に規定する適合事業者及び特定秘密保護法第十六条第二項に規定する事業主は、重要経済安保情報の取扱いの業務を自ら行わせ、又は当該事業主に係る適合事業者が行わせるのに必要な限度において、特定秘密保護法第十三条第二項又は第三項の規定により通知された内容（同条第二項に規定する結果に係るものに限る。）を自ら利用し、又は提供することができるものとする。

第六章　適性評価

（行政機関の長による適性評価の実施）

第十二条　行政機関の長は、次に掲げる者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価（以下「適性評価」という。）を実施するものとする。
一　当該行政機関の職員（当該行政機関が警察庁である場合にあっては、警察本部長を含む。次号において同じ。）又は当該行政機関との第十条第一項若しくは第二項の契約（同号において「契約」という。）に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの
イ　当該行政機関の長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第三号において「直近適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
ロ　当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの
二　当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該行政機関の長が直近に実施した適性評価に係る次条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年（特定秘密直近適性評価認定者である者にあっては、当該行政機関の長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの
三　直近適性評価認定者又は特定秘密直近適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

２　適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査（以下この条及び第十六条第一項において「適性評価調査」という。）を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一　重要経済基盤毀損活動（重要経済基盤に関する公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、重要経済基盤に関して我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるもの並びに重要経済基盤に支障を生じさせるための活動であって、政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人を当該主義主張に従わせ、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で行われるものをいう。）との関係に関する事項（評価対象者の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

二　犯罪及び懲戒の経歴に関する事項

三　情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項

四　薬物の濫用及び影響に関する事項

五　精神疾患に関する事項

六　飲酒についての節度に関する事項

七　信用状態その他の経済的な状況に関する事項

３　適性評価は、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を評価対象者に対し告知した上で、その同意を得て実施するものとする。ただし、第七項の規定の適用を受けて実施する場合においては、当該告知をすることを要しない。

一　前項各号に掲げる事項について適性評価調査が行われる旨

二　適性評価調査を行うため必要な範囲内において、第六項の規定により質問させ、若しくは資料の提出を求めさせ、又は照会して報告を求めることがある旨

三　評価対象者が第一項第三号に掲げる者であるときは、その旨

４　行政機関の長は、適性評価を実施するときは、第七項の規定の適用を受けて実施される場合を除き、内閣総理大臣に対し、必要な資料を添えて、適性評価調査を行うよう求めるものとする。ただし、当該行政機関の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（当該適性評価が同項の規定の適用を受けて実施される場合を除く。）には、当該行政機関の長が、政令で定めるところにより、自ら適性評価調査を行うものとする。

５　内閣総理大臣は、行政機関の長から前項の規定により適性評価調査を行うよう求められたときは、政令で定めるところにより、当該評価対象者について適性評価調査を行い、当該評価対象者が重要経済安保情報を漏らすおそれに関する意見（第七項において「調査意見」という。）を付して、当該適性評価調査の結果を当該行政機関の長に通知するものとする。

６　適性評価調査を行う内閣総理大臣又は行政機関の長は、適性評価調査を行うため必要な範囲内において、その職員に評価対象者若しくは評価対象者の知人その他の関係者に質問させ、若しくは評価対象者に対し資料の提出を求めさせ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

７　第二項の規定にかかわらず、評価対象者が、適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長が実施した適性評価（次条第一項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があった日から十年を経過しておらず、かつ、第五項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により内閣総理大臣が当該適性評価に係る適性評価調査を行ったものに限り、当該適性評価の後に実施行政機関の長による適性評価が実施された場合のものを除く。）のうち直近のもの（以下この条において「直近他機関適性評価」という。）において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者である場合において、当該評価対象者について実施行政機関の長が実施する適性評価については、適性評価調査を行わず、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果に基づき実施するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、実施行政機関の長の求めに応じ、直近他機関適性評価において行われた適性評価調査の結果及びこれに付した調査意見を当該実施行政機関の長に通知するものとする。

８　前項の規定の適用を受けて実施された適性評価を受けた評価対象者に対して行われた次条第一項の規定による通知は、前条第一項並びにこの条第一項第一号イ及び第二号の規定の適用については、直近他機関適性評価の結果について次条第一項（第十五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による評価対象者への通知が行われた日に行われたものとみなす。

（適性評価の結果等の通知）

第十三条　行政機関の長は、適性評価を実施したときは、その結果（当該適性評価が前条第七項の規定の適用を受けて実施された場合にあっては、その旨を含む。次項及び次条第一項において同じ。）を評価対象者及び内閣総理大臣に対し通知するものとする。

２　行政機関の長は、適合事業者の従業者について適性評価を実施したときはその結果を、当該従業者が前条第三項の同意をしなかったことにより適性評価が実施されなかったときはその旨を、それぞれ当該適合事業者に対し通知するものとする。

３　前項の規定による通知を受けた適合事業者は、当該評価対象者が当該適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。第十六条第二項において同じ。）であるときは、当該通知の内容を当該評価対象者を雇用する事業主に対し通知するものとする。

４　行政機関の長は、第一項の規定により評価対象者に対し重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められなかった旨を通知するときは、適性評価の円滑な実施の確保を妨げない範囲内において、当該おそれがないと認められなかった理由を併せて通知するものとする。ただし、当該評価対象者があらかじめ当該理由の通知を希望しない旨を申し出た場合は、この限りでない。

（行政機関の長に対する苦情の申出等）

第十四条　評価対象者は、前条第一項の規定により通知された適性評価対象者について実施された適性評価について、書面で、行政機関の長に対し、苦情の申出をすることができる。

２　行政機関の長は、前項の苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知するものとする。

３　評価対象者は、第一項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（警察本部長による適性評価の実施等）

第十五条　警察本部長は、次に掲げる者について、適性評価を実施するものとする。

一　当該都道府県警察の職員（警察本部長を除く。次号において同じ。）として重要経済安保情報の取扱いの業務を新たに行うことが見込まれることとなった者であって、次に掲げるもの以外のもの

イ　当該警察本部長が直近に実施した適性評価において重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（第三号において「直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該適性評価に係る次項において読み替えて準用する第十三条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年を経過していないもの

ロ　当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価において特定秘密の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないと認められた者（以下この項において「特定秘密直近警察適性評価認定者」という。）のうち、当該特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十五条第二項において準用する特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年を経過していないものであって、引き続き当該おそれがないと認められるもの

二　当該都道府県警察の職員として重要経済安保情報の取扱いの業務を現に行う者であって、当該警察本部長が直近に実施した適性評価に係る次項において読み替えて準用する第十三条第一項の規定による評価対象者への通知があった日から十年（特定秘密直近警察適性評価認定者である者にあっては、当該警察本部長が実施した特定秘密直近適性評価に係る特定秘密保護法第十五条第二項において準用する特定秘密保護法第十三条第一項の規定による通知があった日から五年）を経過した日以後重要経済安保情報の取扱いの業務を引き続き行うことが見込まれるもの

三　直近警察適性評価認定者又は特定秘密直近警察適性評価認定者であって、引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑いを生じさせる事情があるもの

2　前三条（第十二条第一項並びに第十三条第二項及び第三項を除く。）の規定は、前項の規定により警察本部長が実施する適性評価について準用する。この場合において、第十二条第三項第二号中「第一項第三号」とあるのは「第十五条第一項第三号」と、同条第四項中「内閣総理大臣」とあるのは「警察庁長官を通じて内閣総理大臣」と、「行政機関の業務」とあるのは「都道府県警察の業務」と、同条第五項中「結果を」とあるのは「結果を警察庁長官を通じて」と、同条第七項中「適性評価を実施する行政機関の長（以下この項において「実施行政機関の長」という。）以外の行政機関の長又は警察本部長」とあるのは「行政機関の長又は適性評価を実施する警察本部長（以下この項において「実施警察本部長」という。）以外の警察本部長」と、「実施行政機関の長による」とあるのは「実施警察本部長による」と、「実施行政機関の長が」とあるのは「実施警察本部長が」と、「実施行政機関の長の求め」とあるのは「実施警察本部長が警察庁長官を通じて行う求め」と、「当該実施行政機関の長」とあるのは「警察庁長官を通じて当該実施警察本部長」と、同条第八項中「この条第一項第一号イ」とあるのは「第十五条第一項第一号イ」と、第十三条第一項中「ものとする」とあるのは「ものとする。この場合において、内閣総理大臣への通知は、警察庁長官を通じて行うものとする」と読み替えるものとする。

（適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限）

第十六条　内閣総理大臣並びに行政機関の長及び警察本部長は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、評価対象者が第十二条第三項（前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の同意をしなかったこと、評価対象者についての適性評価の結果その他適性評価又は適性評価調査の実施に当たって取得する個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。ただし、適性評価又は適性評価調査の実施によって当該個人情報に係る特定の個人が国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条各号、同法第七十五条第二項に規定する人事院規則の定める事由、同法第七十八条各号、第七十九条各号若しくは第八十二条第一項各号、検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十条第一項各号、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第七条第一項に規定する者、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号、第四十二条各号、第四十三条各号若しくは第四十六条第一項各号、同法第四十八条第一項に規定する場合若しくは同条第二項各号若しくは第三項各号若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号、第二十八条第一項各号若しくは第二項各号若しくは第二十九条第一項各号又はこれらに準ずるものとして政令で定める事由のいずれかに該当する疑いが生じたとき及び特定秘密保護法第十二条第四項に基づく照会に対して必要な事項を報告するときは、この限りでない。

2　第十三条第二項又は第三項の規定による通知を受けた適合事業者及び適合事業者の指揮命令の下に労働する派遣労働者を雇用する事業主は、重要経済安保情報の保護以外の目的のために、当該通知の内容を自ら利用し、又は提供してはならない。

（権限又は事務の委任）

第十七条　内閣総理大臣又は行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務をその職員に委任することができる。

第七章　雑則

（重要経済安保情報の指定等の運用基準等）

第十八条　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定（行政機関の長が、事業者が適合事業者に該当すると認めることをいう。以下同じ。）に関し、統一的な運用を図るための基準を定めるものとする。

2　内閣総理大臣は、前項の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を聴いた上で、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3　内閣総理大臣は、毎年、第一項の基準に基づく重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況を前項に規定する者に報告し、その意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定が第一項の基準に従って行われていることを確保するため必要があると認めるときは、行政機関の長（会計検査院を除く。）に対し、重要経済安保情報である情報を含む資料の提出及び説明を求め、並びに重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定について必要な勧告をし、又はその勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（国会への報告等）

第十九条　政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。

（関係行政機関の協力）

第二十条　内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、重要経済安保情報の指定、適性評価の実施、適合事業者の認定その他この法律の規定により講ずることとされる措置に関し、重要経済基盤保護情報であって特に秘匿することが必要であるものの漏えいを防止するため、相互に協力するものとする。

（政令への委任）

第二十一条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（この法律の解釈適用）

第二十二条　この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。

2　出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。

第八章　罰則

第二十三条　重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者がその業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。

2　第四条第五項、第八条、第九条、第十条第五項若しくは第六項又は第十八条第四項の規定により提示され、又は提供された重要経済安保情報について、当該提示又は提供の目的である業務により当該重要経済安保情報を知り得た者がこれを漏らしたときは、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九条第一項第一号ロに規定する場合において提示された重要経済安保情報について、当該重要経済安保情報の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。

3　前二項の罪の未遂は、罰する。

4　過失により第一項の罪を犯した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

5　過失により第二項の罪を犯した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

第二十四条　外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の重要経済安保情報を保有する者の管理を害する行為により、重要経済安保情報を取得したときは、当該違反行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2　前項の罪の未遂は、罰する。

3　前二項の規定は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用を妨げない。

第二十五条　第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2　第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第二十六条　第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減軽し、又は免除する。

第二十七条　第二十三条の規定は、日本国外において同条の罪を犯した者にも適用する。

2　第二十四条及び第二十五条の罪は、刑法第二条の例に従う。

第二十八条　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十三条第一項若しくは第三項（同条第一項に係る部分に限る。）又は第二十四条第一項若しくは第二項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

2　法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十八条第一項及び第二項（基準の変更に係る部分を除く。）の規定並びに附則第五条、第六条及び第八条から第十条までの規定は、公布の日から施行する。

（重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる行政機関等の職員に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までの間においては、第十一条第一項の規定にかかわらず、行政機関の長又は警察本部長は、当該行政機関又は都道府県警察の職員のうち当該行政機関の長又は警察本部長が指名する者に重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせることができる。この場合において、第五条第一項及び第三項並びに第六条第二項及び第三項の規定の適用については、第五条第一項中「第十一条第一項又は第二項の規定により重要経済安保情報の取扱いの業務を行うことができることとされる者のうちから、当該行政機関」とあるのは「当該行政機関」と、同項及び同条第三項並びに第六条第三項中「の範囲を定める」とあるのは「を指名する」と、第五条第三項及び第六条第二項中「範囲その他」とあるのは「指名その他」とする。

（民事訴訟法の規定により裁判所に重要経済安保情報を提示する場合に関する経過措置）

第三条　施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間における第九条第一項第二号の規定の適用については、同号中「第二百二十三条第六項（同法第二百三十一条の三第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第二百二十三条第六項」とする。

（調整規定）

第四条　施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における第二十三条（第三項を除く。）、第二十四条第一項及び第二十五条の規定（以下この条において「第二十三条等の規定」という。）の適用については、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項並びに第二十五条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、第二十三条第四項及び第五項中「拘禁刑」とあるのは「禁錮」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する第二十三条等の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第五条　前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（孤独・孤立対策推進法の一部改正）

第六条　孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第四条第一項第三十五号」を「第四条第一項第三十六号」に改める。

（防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律の一部改正）

第七条　防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和五年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「この法律」の下に「又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）」を加える。

第二十七条第一項中「特別防衛秘密及び」を「特別防衛秘密」に、「特定秘密に」を「特定秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律第三条第一項に規定する重要経済安保情報に」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第八条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十五号中「第三項第二十七号の五」を「第三項第二十七号の六」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項第三十四号の次に次の一号を加える。

三十五　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

第四条第三項中第二十七号の五を第二十七号の六とし、第二十七号の四を第二十七号の五とし、第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

（指定及び解除の適正の確保）

第九条　政府は、重要経済安保情報の指定及びその解除の適正を確保するために必要な方策について検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（国会に対する重要経済安保情報の提供及び国会におけるその保護措置の在り方）

第十条　国会に対する重要経済安保情報の提供については、政府は、国会が国権の最高機関であり各議院がその会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定める権能を有することを定める日本国憲法及びこれに基づく国会法等の精神にのっとり、この法律を運用するものとし、重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策については、国会において、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛大臣　木原　稔

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第二十八号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中第十四号を第十五号とし、第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号）第三条第一号に規定する一般港湾運送事業

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

政　令

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十五号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ワ中「第三号㉙」を「第三号㉚」に改め、同号ワを同号カとし、同号ヲの次に次のように加える。

ワ　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項

第三条第三号中㊲を㊳とし、㉚から㊱までを㉛から㊲までとし、同号㉙中「㉘」を「㉙」に改め、同号㉙を同号㉚とし、同号㉘を同号㉙とし、同号㉗の次に次のように加える。

㉘　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十六号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十六条第一項第一号イ及び第六十七条の二、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第九十九条第四項第一号、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第一号並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百三条第四項及び第百四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（雇用保険法施行令の一部改正）

第一条　雇用保険法施行令（昭和五十年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「令和四年度及び令和五年度」を「令和六年度及び令和七年度」に、「（令和四年法律第十二号）第四条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）」を「（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第四項中「令和六年度から令和八年度」を「令和八年度から令和十年度」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「令和六年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「令和九年度」を「令和十一年度」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第六条第一項中「令和四年度」を「令和六年度」に、「（令和四年法律第十二号）第四条の規定」を「（令和六年法律第二十六号）第三条の規定（同法附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。）」に改め、同条第二項中「令和五年度から令和七年度」を「令和七年度から令和九年度」に改め、同条第三項中「令和八年度」を「令和十年度」に改める。

附則中第七条及び第八条を削り、第九条を第七条とし、第十条を削る。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三の前の見出し中「育児休業手当金等」を「介護休業手当金」に改め、同条中「に規定する」を「（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する」に改める。

附則第七条の三の二中「平成二十九年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第三条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三十七条の二の前の見出し中「育児休業手当金及び」を削り、同条中「に規定する」を「（介護休業手当金に係る部分に限る。次条において同じ。）に規定する」に改める。

附則第三十七条の三中「平成二十九年度から令和六年度」を「令和六年度から令和八年度」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

附則中第二条を削り、第三条を第二条とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の三を次のように改める。

（労働保険特別会計の雇用勘定における積立金等からの補足の特例）

第七条の三　令和五年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第二十六条第一項の規定により読み替えられた法附則第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは「、二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。）に係る法附則第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により読み替えて適用する法第百五条に規定する超過額に相当する金額」とする。

2　令和六年度における第五十六条第三項及び第五項の規定の適用については、同条第三項第二号ハ中「法」とあるのは「法附則第二十条の二第二項の規定により読み替えて適用する法」と、「以下この条」とあるのは「ハ及び次項」と、同条第五項中「及び二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額」とあるのは「、二事業費充当歳出額に係る歳出の翌年度への繰越額及び雇用安定事業（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）附則第六条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定するものに限る。）に係る法附則第二十条の二第三項の規定により読み替えて適用する同条第二項の規定により読み替えて適用する法第百五条に規定する超過額に相当する金額」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令附則第七条の三の規定は、令和六年度以後の年度において国が負担すべき金額について適用する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置）

3　第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令附則第三十七条の二の規定は、令和六年度以後の年度において地方公共団体及び国が負担すべき金額について適用する。

総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百八十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二十条の二の見出しを「（学資金の貸与の要件）」に改め、同条中「及び工学」を「、工学、文学及び法学」に改め、同条ただし書中「とする」を「とし、文学にあつては語学その他防衛大臣の指定するものとし、法学にあつては法律学その他防衛大臣の指定するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。

一　外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

二　学校教育法第百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）を修了した者が称することができるものとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

第百二十条の三第一項中「（以下「貸費学生」という。）」を「又は生徒（以下「自衛隊奨学生」という。）」に改め、同条第二項中「には大学」の下に「、高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）」を加え、「及び当該貸費学生となろうとする者の在学する大学の学長の推薦書を添附しなければ」を「を添付しなければ」に改め、同条第三項中「願出にあたつて」を「願い出に当たつて」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の四中「一に」を「いずれかに」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の五中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の六中「貸費学生と」を「自衛隊奨学生と」に、「貸費学生が大学」を「自衛隊奨学生が大学等」に改め、同条ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の七第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「自衛隊奨学生」に、「つど」を「都度」に改める。

第百二十条の八第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、「とき」の下に「（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）」を加え、「それぞれ復学し、」を「休学期間」に、「月の前月分」を「月分」に改める。

第百二十条の九中「貸費学生が次の各号の一」を「自衛隊奨学生が次の各号のいずれか」に、「それぞれその」を「当該各号に」に改め、同条第一号中「見込」を「見込み」に改め、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「次条第三項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「又は第二項若しくは」を「、第二項又は」に、「次条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十一第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「（以下本条中」を「（以下この条において」に、「こえる」を「超える」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削り、同項第一号中「以下本条中」を「次号において」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に改め、同条第三項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削る。

第百二十条の十二中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十三の見出し中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第一項中「貸費学生は、次の各号の一」を「自衛隊奨学生は、次の各号のいずれか」に改め、同項ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同項第一号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同項第二号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「復学し」を「休学期間が満了し」に改め、同項第三号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号及び同条第二項から第四項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第百二十条の十四中「前十二条」を「第百二十条の二から前条まで」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（貸与を行わない期間に関する経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の第百二十条の八第二項の規定により学資金の貸与が行われていない貸費学生の当該貸与を行わない期間については、なお従前の例による。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第五十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第八条第一項、第十条第二項第八号、第十六条の二第六項第一号、第五十二条の四十四第三項、第五十二条の五十八、第五十二条の六十の十一第二項及び第五十三条第一項第八号、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第六項第一号及び第八十七条第一項第六号、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第七条の二第一項並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百六条第六項第一号の規定に基づき、銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（営業所等の設置等の届出等） **第九条**　法第八条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一・二　略 三　営業所（第一号に規定する営業所及び前号に規定する出張所を除き、法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第十六条第一項に規定する営業時間の全部においてその業務を営むものに限る。）の設置をする場合 四　出張所の種類の変更をする場合 五・六　略 2　略 （業務の代理又は媒介） **第十三条**　法第十条第二項第八号に規定する業務の代理又は媒介で内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～四　略 四の二　貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいい、第十七条の三第二項第七号に掲げる業務を主として営む会社に限る。）が営む貸金業（同法第二条第一項に規定する貸金業をいい、当該業務に附帯して営むものに限る。）の業務の媒介 五～七　略 （外国特定金融関連業務会社の業務） **第十七条の四の四**　法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。 （銀行代理業の許可の審査） **第三十四条の三十七**　金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 一～三　略	（営業所等の設置等の届出等） **第九条**　［同上］ 一・二　同上 ［号を加える。］ 三・四　［同上］ ［号を加える。］ 2　［同上］ （業務の代理又は媒介） **第十三条**　［同上］ 一～四　同上 ［号を加える。］ 五～七　同上 （外国特定金融関連業務会社の業務） **第十七条の四の四**　法第十六条の二第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第十七条の三第二項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。 （銀行代理業の許可の審査） **第三十四条の三十七**　［同上］ 一～三　同上

四　申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

［イ～ハ　略］

ニ　次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。ヘ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(1)～(8)　略

(9)　貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10)・(11)　略

［ホ～チ　略］

［五～七　略］

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第三十四条の四十八　銀行代理業者（所属銀行又は所属銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　略］

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三　所属銀行は、銀行代理業者の銀行代理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　［略］

二　銀行代理業者（所属銀行の属する銀行持株会社グループに属する銀行であるものを除く。以下この号において同じ。）における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

［三～九　略］

2　［略］

（顧客情報の使用に係る同意等）

第三十四条の六十三の十九　電子決済等取扱業者（委託銀行又は委託銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社であるものを除く。以下この条において同じ。）は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　略］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

(1)～(8)　同上

(9)　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合

(10)・(11)　同上

［ホ～チ　同上］

［五～七　同上］

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第三十四条の四十八　銀行代理業者は、銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十三条の六の六に規定する情報及び前条において準用する第十三条の六の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　同上］

（所属銀行による銀行代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第三十四条の六十三　［同上］

一　［同上］

二　銀行代理業者における銀行代理業に係る業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、銀行代理業者が当該銀行代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、銀行代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

［三～九　同上］

2　［同上］

（顧客情報の使用に係る同意等）

第三十四条の六十三の十九　電子決済等取扱業者は、電子決済等取扱業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等又は為替取引に関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前にインターネットを利用して当該顧客が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（電子決済等取扱業及び電子決済等取扱業に付随する業務以外の業務をいう。以下この条において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　同上］

（届出事項）

第三十五条　法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三の六　略］

三の七　第九条第一項第一号に規定する営業所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該営業所以外の営業所（同項第三号に規定する営業所を除く。）としようとする場合

三の八　第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所（出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。）とした場合（前号又は第四号の三に該当する場合を除く。）

四　［略］

四の二　第九条第一項第三号に規定する営業所の設置をした場合

四の三　出張所の種類の変更をした場合

五　第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第五号若しくは第六号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二　外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第五号又は第六号に掲げる場合を除く。）をした場合

［号を削る。］

六～六の六　［略］

七　銀行の営業所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

七の二　銀行の出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をした場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

［八～四十三　略］

［2～6　略］

7　銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者、電子決済等取扱業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第六項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一　第一項第六号の五又は第二十九号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ホ　略］

［二～六　略］

8　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　［略］

二　第一項第三号の八から第四号の三まで、第五号の二又は第七号の二に該当するときの届出

［三～五　略］

［9～13　略］

（届出事項）

第三十五条　［同上］

［一～三の六　同上］

三の七　第九条第一項第一号に規定する営業所を当該営業所以外の営業所（出張所のうち臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備であるものを除く。）としようとする場合

［号を加える。］

四　［同上］

［号を加える。］

五　第九条の二第三項第二号に規定する出張所の廃止又は外国に所在する営業所の位置の変更（次号又は第九条第一項第三号若しくは第四号に該当する場合を除く。）をしようとする場合

五の二　外国に所在する出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備に限る。）の廃止又は位置の変更（第九条第一項第三号又は第四号に掲げる場合を除く。）をした場合

六　法第十条第二項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をした場合

六の二～六の七　［同上］

七　銀行の営業所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く。）の全部又は一部において、第十六条第三項の規定による営業時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する営業時間以外の時間においてのみその業務を営むものの設置に係る場合及び第三号の七に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

［八～四十三　同上］

［2～6　同上］

7　［同上］

一　第一項第六号の六又は第二十九号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ホ　同上］

［二～六　同上］

8　［同上］

一　［同上］

二　第一項第四号、第五号の二又は第六号に該当するときの届出

［三～五　同上］

［9～13　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（信用金庫法施行規則の一部改正）

第二条　信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　法第三十一条に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合 ［イ～ニ　略］ ホ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） ［三・四　略］ （外国銀行代理業務に係る届出） **第五十三条の四**　信用金庫連合会は、法第五十四条の二第二項後段の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。 ［一～五　略］ 六　当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の二を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面 七　［略］	（定款の変更等の認可を要しない場合） **第十七条**　［同上］ 一　［同上］ 二　［同上］ ［イ～ニ　同上］ ホ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第百条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更（所在地が外国の場合を除く。） ［三・四　同上］ （外国銀行代理業務に係る届出） **第五十三条の四**　［同上］ ［一～五　同上］ 六　当該信用金庫連合会と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務（法第五十四条の二第一項第二号に掲げる業務に限る。次条、第五十三条の六及び第百条第一項第十号の三を除き、以下同じ。）の委託契約の内容を記載した書面 七　［同上］

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四　法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号から第九号まで及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条　法第八十七条第一項第六号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～三　略］

四　第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに掲げる事項に係る定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五　第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ニ　略］

ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第百二十九条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

六　第十七条第二号ホに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［七～八の二　略］

八の三　第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

（外国特定金融関連業務会社の業務）

第六十六条の四　法第五十四条の二十三第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第六十四条第三項第二号、第七号、第八号及び第十一号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

（届出事項）

第百条　［同上］

［一～三　同上］

四　第十七条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イからニまでに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合

五　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ニ　同上］

［号の細分を加える。］

ホ　［同上］

六　第十七条第二号ホに規定する定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［七～八の二　同上］

八の三　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

八の四　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。） ［九～九の三　略］ ［号を削る。］	［号を加える。］
十・十の二　［略］ ［十一～二十六　略］ 二十七　金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。） 二十七の二　金庫の出張所の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。） ［二十八～三十八　略］ ［2～5　略］ 6　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。 一　［略］ 二　第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十七号の二に該当するときの届出 ［三～五　略］ ［7～11　略］	［九～九の三　同上］ 十　法第五十三条第三項又は第五十四条第四項に規定する業務（金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合 十の二・十の三　［同上］ ［十一～二十六　同上］ 二十七　金庫の事務所の全部又は一部において、第百二十九条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。） ［号を加える。］ ［二十八～三十八　同上］ ［2～5　同上］ 6　［同上］ 一　［同上］ 二　第一項第六号、第八号の二又は第十号に該当するときの届出 ［三～五　同上］ ［7～11　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（届出事項） **第百十一条**　法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～五の三　略］ ［号を削る。］	（届出事項） **第百十一条**　［同上］
六～六の三　［略］ 七　信用協同組合等の事務所（出張所（従たる事務所であって主たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。以下同じ。）を除く。）の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。） 七の二　信用協同組合等の出張所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十一号に該当する場合を除く。）	［一～五の三　同上］ 六　中小企業等協同組合法第九条の八第二項第六号から第二十五号まで（第十二号の二を除く。）に規定する事業（同法第九条の九第六項の規定により行う同法第九条の八第二項第六号から第十一号まで、第十三号から第二十二号まで及び第二十五号並びに第九条の九第六項第二号及び第五号に掲げる事業を含むものとし、金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合 六の二～六の四　［同上］ 七　信用協同組合等の事務所の全部又は一部において、第六十六条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第三十号に該当する場合を除く。） ［号を加える。］

［八～二十五　略］

二十六　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

［イ～ハ　略］

ニ　出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第六十六条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［二十八・二十九　略］

三十　第二十六号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第二十六号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

三十一　第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。）

［2～6　略］

7　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　［略］

二　第一項第七号の二、第二十七号、第二十九号又は第三十一号に該当するときの届出

［三・四　略］

［8～11　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（保険業法施行規則の一部改正）

第四条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（外国特定金融関連業務会社の業務） **第五十七条の四**　法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号及び第二十号から第二十三号までに掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。	（外国特定金融関連業務会社の業務） **第五十七条の四**　法第百六条第六項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十六条の二第二項第十三号、第二十号、第二十一号及び第二十三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務とする。

附　則

この府令は、令和六年五月十八日から施行する。

［八～二十五　同上］

二十六　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　出張所（従たる事務所であって主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているものをいう。第二十九号において同じ。）（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合

［号の細分を加える。］

ホ　［同上］

二十七　中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからホまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

［二十八・二十九　同上］

三十　第二十六号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所としようとする場合

［号を加える。］

［2～6　同上］

7　［同上］

一　［同上］

府令・省令

○内閣府総務省令第一号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五十七号）の施行に伴い、及び郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百二十条第一項第八号の規定に基づき、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十三条　法第百二十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～四の四　略］	**第十三条**　［同上］ ［一～四の四　同上］

五　銀行法第十条第二項に規定する業務（同項第九号に掲げる業務のうち特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。） ［五の二～二十七　略］	五　銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。） ［五の二～二十七　同上］
［2～7　略］	［2～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。

○内閣府厚生労働省令第十二号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十一条第一項第六号及び第二項、同法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条第一項、第三項及び第四項並びに労働金庫法第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十七の規定に基づき、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定款の変更等の認可を要しない場合）	（定款の変更等の認可を要しない場合）
第十三条　法第三十一条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第十三条**　［同上］
一　［略］	一　［同上］
二　次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合	二　［同上］
［イ・ロ　略］	［イ・ロ　同上］
ハ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（第百五十四条を除き、以下「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更	ハ　従たる事務所の設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもつて業務が行われているもの（以下この号並びに第八十三条第一項第五号及び第八号の二において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をいう。）、廃止又は名称の変更
［三・四　略］	［三・四　同上］
（届出事項）	（届出事項）
第八十三条　法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	**第八十三条**　［同上］
［一～三　略］	［一～三　同上］
四　第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに掲げる事項に係る定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合	四　第十三条第一号に規定する定款及び業務の種類若しくは方法の変更、同条第二号イ若しくはロに規定する定款の変更又は同条第四号に規定する定款若しくは業務の種類若しくは方法の変更をした場合
五　第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）	五　第十三条第二号ハに規定する定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）
イ　従たる事務所（銀行法第十五条第一項に規定する休日又は第百十一条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものに限る。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	［号の細分を加える。］
［略］	［イ　同上］
ロ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合	ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合
ハ　出張所（イに規定する従たる事務所に該当するものを除く。）の設置、位置の変更又は廃止をする場合	ハ　出張所の設置、位置の変更又は廃止をする場合

ホ　従たる事務所（イに規定する従たる事務所及びニに規定する出張所を除き、銀行法第十五条第一項に規定する休日以外の日の第百十一条第一項に規定する業務取扱時間の全部においてその業務を行うものに限る。）の設置をする場合

ヘ　出張所の種類の変更をする場合

ト　［略］

六　第十三条第二号ハに掲げる事項に係る定款の変更をした場合（前号イからトまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七　［略］

八　事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号又は次号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　第五号イに規定する従たる事務所の位置の変更をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二　出張所の位置を変更した場合（第六号に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

イ　出張所（第五号イに規定する従たる事務所に該当するものに限る。）の位置の変更をする場合

ロ　［略］

ハ　ロに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

八の三　第五号イに規定する従たる事務所（出張所を除く。以下この号において同じ。）を当該従たる事務所以外の従たる事務所（第五号ホに規定する従たる事務所を除く。）としようとする場合

八の四　第五号イに規定する従たる事務所を当該従たる事務所以外の従たる事務所とした場合（同号ヘ又は前号に該当する場合を除く。）

［号の細分を加える。］

ニ　［同上］

六　第十三条第二号ハに規定する定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

七　［同上］

八　事務所の位置を変更しようとする場合（第五号、第六号及び次号に掲げる場合に該当する場合並びに次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る事務所を変更前の位置に復する場合

八の二　出張所の位置を変更した場合（第六号に掲げる場合に該当する場合及び次に掲げる場合を除く。）

［号の細分を加える。］

イ　［同上］

ロ　イに規定する位置の変更に係る出張所を変更前の位置に復する場合

［号を加える。］

九　［略］

十　［略］

［号を削る。］

［十一～二十一　略］

二十二　金庫の事務所（出張所を除く。）の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の三に該当する場合を除く。）

二十二の二　金庫の出張所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をした場合（同条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間においてのみその業務を行うものの設置に係る場合及び第八号の四に該当する場合を除く。）

［二十三～二十八　略］

2　法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

［一～四　略］

五　特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合

六　［略］

九　［同上］

九の二　［同上］

十　法第五十八条第二項第七号から第十七号まで又は第五十八条の二第一項第五号から第十五号までに規定する業務（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

［十一～二十一　同上］

二十二　金庫の事務所の全部又は一部において、第百十一条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

［号を加える。］

［二十三～二十八　同上］

2　［同上］

五　特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の営業所又は事務所の全部又は一部において、第百四十三条第三項の規定による業務取扱時間の変更をしようとする場合（同条第一項に規定する業務取扱時間が確保されている場合を除く。）

六　［同上］

3　［略］

4　金庫、労働金庫代理業者又は労働金庫電子決済等代行業者は、法第九十一条第一項から第三項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる書面）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出するものとする。

一　第一項第九号又は第十号に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

［二・三　略］

5　［略］

6　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

一　法第九十一条第一項第五号に該当するときの届出

二　第一項第六号、第八号の二、第八号の四又は第二十二号の二に該当するときの届出

三　［略］

［7～10　略］

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［略］

2　銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　銀行法第十五条第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合

五・六　［略］

3　［同上］

4　［同上］

一　第一項第九号又は第九号の二に掲げる場合　次に掲げる書面

［イ～ハ　同上］

［二・三　同上］

5　［同上］

6　［同上］

一　法第九十一条第一項第五号に規定する届出

二　第一項第六号、第八号の二又は第十号に規定する届出

三　［同上］

［7～10　同上］

（臨時休業の届出等）

第百十二条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三　金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

［号を加える。］

四・五　［同上］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる掲示の区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。ただし、第二号に掲げる掲示については、その業務の全部又は一部の再開に関する情報が既に当該事務所の利用者に広範に提供されているときは、この限りでない。

［一・二　略］

4　［略］

5　銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三　金庫のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により銀行法第十六条第一項の規定により公告すべき内容である情報を提供する場合

6　銀行法第十六条第四項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

［号を削る。］

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　［略］

2　銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合（次項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる場合とする。

一　［略］

3　銀行法第十六条第一項の規定により掲示する場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間、継続して事務所の店頭に掲示しなければならない。

［一・二　同上］

4　［同上］

5　［同上］

一　［同上］

二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

6　［同上］

一　［同上］

二　第二項第四号に該当する場合

三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第百四十四条　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

二　銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する休日又は前条第一項に規定する業務取扱時間以外の時間に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日又は時間における業務の全部又は一部を休止する場合 三　特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合 四　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されることが確実に見込まれる場合 五・六　［略］ ［３・４　略］ 5　銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　［略］ 二　第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合 ［号を削る。］	二　銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合 三　特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。） ［号を加える。］ 四・五　［同上］ ［３・４　同上］ 5　［同上］ 一　［同上］ 二　第二項第四号に該当する場合 三　休業期間が一業務取扱日以内で、業務が速やかに再開されると確実に見込まれる場合

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。

○内閣府令・農林水産省令第四号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第五十七号）の施行に伴い、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄
農林水産大臣　坂本　哲志

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵・農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。	**附　則** （銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等） **第三十五条**　［同上］
［略］	［同上］
第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の三、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項、第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）	第三十五条（第一項第五号、第五号の二、第六号の四、第九号、第十三号、第十四号、第二十一号から第二十四号まで、第二十九号及び第三十七号、第二項、第三項、第五項、第六項、第七項、第二号、第四号及び第五号、第八項第四号及び第五号並びに第九項第四号を除く。）
銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出
2　［略］	2　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和六年五月十八日から施行する。

省令

○厚生労働省令第八十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和六年五月十七日

厚生労働大臣　武見　敬三

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の二及び第三十二条の三を削る。

（労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第六号

防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書の規定に基づき、防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年五月十七日

防衛大臣　木原　稔

防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十四万三千五百円 イ～ハ　［略］ ニ　自衛隊奨学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十条の三第一項に規定する自衛隊奨学生をいう。次号ハにおいて同じ。）のうち大学を卒業した者 二　次に掲げる者　二十六万二千二百円 イ・ロ　［略］ ハ　自衛隊奨学生のうち大学院の修士課程を修了した者 ニ　［略］ 2　［略］	（三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給月額） **第一条**　防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一　次に掲げる者　二十四万三千五百円 イ～ハ　［同上］ ニ　貸費学生（自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百二十条の三第一項に規定する貸費学生をいう。次号ハにおいて同じ。）のうち大学を卒業した者 二　次に掲げる者　二十六万二千二百円 イ・ロ　［同上］ ハ　貸費学生のうち大学院の修士課程を修了した者 ニ　［同上］ 2　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓令

○内閣府訓令第十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年五月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

別表

改正前	
職務	担当
［略］	［略］
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～11　略］ 12　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。	共生・共助担当
［略］	経済安全保障担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項 二　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）に基づく重要経済安保情報の保護及び活用のための基本的な政策に関する事項 2　［略］ 3　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく重要経済安保情報の保護及び活用に関する事務に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。	［略］

改正後	
職務	担当
［同上］	［同上］
主に次に掲げる事務をつかさどること。 ［1～11　同上］ 12　性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号第八条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。	共生・共助担当
［同上］	経済安全保障担当
主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）に基づく経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 ［号の細分を加える。］ 2　［同上］ ［号を加える。］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。